

生活福祉委員会記録

○開催日時

令和4年3月10日 午前10時～午後3時32分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（9人）

委員長 帶田裕達
副委員長 落口久光
委員 瀬尾和敬
委員 福田俊一郎
委員 井上勝博

委員 下園政喜
委員 阿久根憲造
委員 犬井美香
委員 溝上一樹

○その他の議員

議員 新原春二
議員 屋久弘文

議員 坂口正幸

○説明のための出席者

市民福祉部長 小柳津賢一
市民課長 西田光寛
環境課長 奥平幸雄
課長代理 原暢幸
保険年金課長 山元茂
高齢・介護福祉課長 中俣賢一郎
保護課長 新川皇祐
子育て支援課長 遠矢一星
医療福祉対策監 古里洋一郎
市民健康課長 黒木諭
課長代理 久保淳一
障害・社会福祉課長代理 紙屋一朗
障害福祉グループ長 家吉竜二

税務課長 佐多誠一
収納課長 山口隆雄

消防局長 中村真生
消防総務課長 松下直生
警防課長 濱田浩
予防課長 石原浩之
通信指令課長 坂口勝彦

水道局長 今井功司
経営管理課長 橋口公男
上水道課長 永田一朗
下水道課長 今村淳一

○事務局職員

議会事務局長 道場益男
議事調査課長 川畑央

課長代理 前門宏之
議事グループ員 芦谷仁美

○審査事件等

付 託 事 件 名	所 管 課
議案第23号 薩摩川内市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第39号 令和4年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	消 防 総 務 課 警 防 課 予 防 課 通 信 指 令 課
議案第39号 令和4年度薩摩川内市一般会計予算 議案第40号 令和4年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計予算 議案第41号 令和4年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計予算 議案第49号 令和4年度薩摩川内市水道事業会計予算 議案第50号 令和4年度薩摩川内市簡易水道事業会計予算 議案第51号 令和4年度薩摩川内市下水道事業会計予算 (所管事務調査)	経 営 管 理 課 上 水 道 課 下 水 道 課
議案第20号 薩摩川内市医療福祉従事者奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について 議案第39号 令和4年度薩摩川内市一般会計予算 議案第46号 令和4年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算 (所管事務調査)	市 民 健 康 課
議案第21号 薩摩川内市手話言語等コミュニケーション手段の普及と利用の促進に関する条例の制定について 議案第39号 令和4年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	障 害 ・ 社 会 福 祉 課
議案第39号 令和4年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	市 民 課 環 境 課
議案第17号 薩摩川内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について 議案第39号 令和4年度薩摩川内市一般会計予算 議案第45号 令和4年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計予算 議案第48号 令和4年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計予算 (所管事務調査)	保 険 年 金 課 (税 務 課) (収 納 課)
議案第22号 薩摩川内市高齢者はり、きゅう、マッサージ等施術料の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第39号 令和4年度薩摩川内市一般会計予算 議案第47号 令和4年度薩摩川内市介護保険事業特別会計予算 (所管事務調査)	高 齢 ・ 介 護 福 祉 課 (障害・社会福祉課)
議案第39号 令和4年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	保 護 課 子 育 て 支 援 課

△開 会

○委員長（帯田裕達）ただいまから、生活福祉委員会を開会します。

本委員会は、本日と明日の2日間の審査を予定しておりますが、お手元の審査日程により審査を進めることとし、本日は、可能な限り審査を進めることとし、進捗状況により後ほど判断したいと考えております。

ついては、そのように審査を進めることで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議ありませんので、お手元の審査日程により、審査を進めます。

ここで、2名の傍聴の申出がありますので、これを許可します。

なお、会議の途中で追加の申出がある場合にも、委員長において、随時、許可いたします。

△消防局の審査

○委員長（帯田裕達）それでは、消防局の審査に入ります。

△議案第23号 薩摩川内市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（帯田裕達）まず、議案第23号薩摩川内市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○警防課長（濱田 浩）それでは、薩摩川内市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

生活福祉委員会の資料を使って御説明いたしますので、生活福祉委員会資料の2ページをお開きください。

（2）の改正の概要でございますが、消防団員の処遇等に関する検討会の報告書を受け、消防庁から通知が出され、地域防災体制の中核的役割を果たす消防団員の減少に歯止めがかからず、地域防災力が低下し、ひいては住民の生命、身体、財産の保護に支障を来すという強い危機感の下、消防団員の確保のため、また、多様化・激甚化する災害による消防団員の負担増加を鑑み、活動の

労苦に報いるため、報酬等の基準が示されたことや、昨年10月の甑島4支所の組織再編により、消防団支所部も再編されたことにより、報酬等や団員の定数変更のため条例の一部を改正するものです。

（3）の改正の内容についてございますが、1点目にいわゆる出勤手当を「費用弁償」としていたものを出場に応じた報酬とするため「出場報酬」に改める。このことについては、費用弁償が本来実費に係る経費に支給するものであり、消防団員の労苦に応じた報酬にならないこと、また、8,000円の実費がかかることの説明が困難であるとして、通知のほうにも示されているところでございます。

2点目ですが、費用弁償として「1回につき5,200円以内」であったものを出場報酬として「1日につき8,000円以内」に改める。この8,000円の根拠としては、災害等有事の際に活動することや、活動に危険が伴うことなどの類似性から、予備自衛官の訓練招集手当1日当たり8,100円と同等の額が適当として8,000円を示されたところでございます。

3点目ですが、団員の条例定数を、これまで甑島4支所に配置していました支所部各10人の合計40人であったものが、再編により振興局部15人、下甑支所部5人の合計20人で、差引き20人の減と、西部大隊本部員1人の減により、これまでの「1,329人」から21人減の「1,308人」に改め、施行日を令和4年4月1日からとするでございします。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（犬井美香）今、定数のことはちょっと気にはなっていたんですけども、今の御説明で十分よく分かったところですが、定数基準というのがあるのかなのかということをお教えいただけますでしょうか。

○警防課長（濱田 浩）定数につきましては、それぞれ各分団の消防車の数、あるいはポンプ車の数、あと役員等の数によって定めているところでございます。

ただし、これについては、薩摩川内市が合併した当時に取り決めた事項でありますので、それを

今後は、議会答弁の中でもありましたとおり、十分議論しながら検討していくべきところかなと考えているところでございます。

○委員（犬井美香）ありがとうございます。

あと、出場報酬に関してなんですけれども、これまで費用弁償というのは源泉徴収対象だったのかどうか。あと、出場報酬になったときに、それが源泉対象になるのかというのと、この条例の中で、口座支払いの方法をというところが、記述があったんですけど、そこが削除されているんですけど、どのように支払っていくのかというのをちょっと教えてください。

○警防課長（濱田 浩）これまで費用弁償としていました部分については、実費に関わる分、例えば旅費等については課税対象となっていないところではございました。それ以外の部分については、今回見直されたことで、年額報酬と同様に出場報酬についても、源泉徴収をしていただく必要があるものと考えられてはおりますが、課税の関係については、現在、国税庁と協議中であるというところで国のほうから来ておりますので、今後、その国からの通知をもって対応することになるかと考えております。

支払いについては、この処遇改善等によって、出場報酬等を各団員の個人に振り込みなさいということで、強く言われておりますので、そこを令和４年度以降対応するというので、今回の条例の中から削除というところになっているところでございます。

○委員（福田俊一郎）今の質問にも関連することなんですけれども、今回の費用弁償から報酬ということで、出場報酬になったわけなんですけれども、これは、国の改正、それと地方税制の改正も含んでいると思うんです。これまでは、費用弁償については実費相当の経費ということで、所得税はなかったんですけども、今回、報酬という形になって、地方税が、いわゆる所得税がかかるということになって、先ほどの源泉徴収という話になっておりますけれども、実費の部分で、これまで宿直では４,０００円までは費用弁償については非課税だというふうに私は認識しておったんですが、違ったら、先ほどちょっと探したら、税務課のほうがいなかったの、税務課がいればよかったかなと思ひながら、さっき探したんですが、

いずれにしても、その費用弁償部分の金額と、出場報酬の部分と、それぞれ分けて８,０００円以内ということですが、いわゆる費用弁償部分で、払えるものは費用弁償で払って、残りの８,０００円以内の部分では報酬で、ここでは出場報酬という言い方をしますが、そうすれば源泉徴収のほうも年間を通じてそれぞれ、それほど大きく課税はされないんじゃないかなというふうにも思ったところでしたけれども、これは、国の改正でありますから、何ともしがたいんですが、その辺の見解は何かお持ちですか。

○警防課長（濱田 浩）これまでは消防団員の方の年額報酬につきましては、５万円を超える分について課税されておりましたので、今回の出場報酬についても同様の形になるのかなというところでは考えているところでございます。

昨年の各消防団員の方の年間の報酬の平均になりますが、２万４,０００円程度を手当てしたところでございますので、出場報酬に係る部分の課税というところは、前のを超すところで、国税庁のほう判断されるのであれば、これまでと同様に源泉で引かれて手当が少なくならないんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

○委員（井上勝博）すいません、聞き逃したのかもしれない。定員数、現在１,３２９人、現在は実員というか、何人なのかということと、それから、出場報酬についての予算は、昨年と比べて増額されるということになる、一人当たりは増額されるんですが、全体の予算はどのぐらい増えるのでしょうか。

○警防課長（濱田 浩）これまで消防団員の方の条例定数が１,３０８人で、実員については総数が１,２３７人で、基本団員の方が１,１６６人ということで、今回の改正によって１,３０８人になりますと、総団員の条例定数は９３.８％から９４.６％、基本団員については９２.９％から９３.７％というところに推移すると考えております。

また、予算については、今回の８,０００円というところで、災害出場に関わる部分ですので、特に風水害、台風等の警戒で、手当てするのが１日単位ということですので、活動が長期間にわたった場合に８,０００円ということになります

が、今回は当初予算ベースにはなるんですが、約350万円増額ということになって、予算としては計上しているところでございます。

○委員（井上勝博）分かりました。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第39号 令和4年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（帯田裕達）次は、議案第39号令和4年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○消防総務課長（松下直生）令和4年度薩摩川内市各会計予算調書219ページを御覧ください。

上段の常備消防一般管理費については、4,484万1,000円の減額です。

その主なものは、職員111人分の防火衣一式更新整備費用3,455万5,000円の事業が終了したことと、退職者に伴う新規採用職員等による職員給2,900万4,000円の減額に、新規事業として、北薩3消防本部指令センター調達支援業務委託1,500万円の予算計上によりますものであります。

次に、下段の常備消防車両管理費については、4,078万8,000円の減額です。これは、南部分署に配備しております高所放水車のオーバーホール事業3,935万4,000円が終了したことによるものであります。

次に、220ページを御覧ください。

上段の非常備消防一般管理費については、新型

コロナウイルス感染予防の観点から、令和2年・3年度の延期となりました消防団の消防ポンプ操法大会の予算計上など、前年度と同内容の予算計上となっています。

下段の非常備消防車両管理費も、前年度と同内容の予算計上となっております。

次に、221ページを御覧ください。

上段の常備消防施設費では、979万1,000円の減額です。上甕分駐所非常用発電設備改修工事の予算計上となっております。

下段の常備消防車両等購入費では、1億3,742万8,000円の増額です。昨年度は祁答院分署の水槽つき消防ポンプ自動車1台の更新整備費用の予算計上でしたが、令和4年度は、中央消防署に配備しております救助工作車1台と消防ポンプ自動車1台の計上となっております。

次に、222ページを御覧ください。

上段の非常備消防施設費では、2,440万円の増額です。朝陽分団朝陽部の車庫詰所解体工事及び新築工事を計上しました。

下段の非常備消防車両等購入費では、6,148万6,000円の増額です。消防団の消防ポンプ自動車3台、小型動力ポンプ普通積載車3台及び小型動力ポンプ1台を計上いたしました。

続きまして、歳入について御説明いたします。

予算調書75ページを御覧ください。

消防局所管分の歳入は、消防使用料から雑入まで、雑入の4番目に記載の北薩3消防本部指令センターシステム調達支援業務委託負担金は、さつま町消防本部及び阿久根地区消防組合分の負担金となります。

その他の歳入は、前年度と同様の予算計上となっております。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○予防課長（石原浩之） それでは、私のほうから所管事務につきまして御説明いたしますので、委員会資料の14ページを御覧ください。

それでは、13の令和3年の火災・救急の発生状況につきまして御説明申し上げます。

（1）の表になりますが、令和3年は、火災は31件発生し、対前年9件の減となっております。昨年の火災件数は、平成16年合併以降最も少ない火災件数となったところでございます。

救急は4,044件で、対前年70件の減となっております。

（1）の右側の小さい表になりますが、火災による死傷者でございますが、死者は5人で対前年5人の増、負傷者は3人で対前年3人の減となっております。

死者につきましては、建物火災で4人、その他火災で1人、枯れ草を焼却中に着衣に着火いたしまして亡くなられております。全て65歳以上の高齢者となっていたところでございます。

（2）から（5）の地域別・月別の火災・救急の状況は、記載のとおりでございますが、火災種別で最も多かったのが建物火災で、14件発生し、全体の45％となっており、対前年1件の減となっております。建物火災の14件のうち、住宅から出火した火災は11件で、対前年の4件の増となっております。次に多かったのがその他火災で、13件で、対前年4件の減となっております。そのうち9件が枯れ草や木の不注意による火災となっていたところでございます。

次に、救急の事故種別では、急病が全体の56.1％で、転院搬送と一般負傷を含めると、全体の90％を占めているところでございます。

搬送された傷病者は3,629人で、うち65歳以上の高齢者の搬送の割合が68.9％となっております。前年より0.2ポイント減少しております。

また、程度別では、医師の初診時において軽症、いわゆる入院を必要としない方の割合が30.9％で、前年より0.3ポイント増加しております。

今後も引き続き救急車の適正利用について、さらに周知・広報活動に努めてまいります。

（5）の表の下段にありますドクターヘリでございますが、昨年は90件要請しております。う

ち40件が、救急隊到着後の判断、天候不良、重複要請等でキャンセルとなっているところでございます。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（犬井美香） 今、救急搬送のこととかもお伝えいただいて、ありがとうございます。先日、うちの母もちょっとお世話になって、とても丁寧に、——コロナ禍の中ということで、どんな対応されるのかなというのも少し注視しながらではあったんですけども、丁寧に、対応いただいて、無事復活したので、ありがとうございます。

それとはまたちょっと全然別なんですけれども、先ほど消防のこともいろいろ教えていただいたんですけども、今後やはり前回からというか、もう前々回からずっと言っているように団員確保というところが、すごく大変にもなってくるし、大事な部分ではあると思うんですけども、向けての取組の考え方とかいうことは、今の時点で方向性などが分かっているならば、ちょっと教えていただきたいんですけども、団員報酬というのも一つの方法だとは思いますが、それ以外で何か考えていらっしゃるのでしょうかお願いいたします。

○消防局長（中村 真） ただいまの御質問ですが、議会のほうでも御質問いただいて、少しお答えさせていただいておりますが、今回は団員報酬等の改正ということで、その辺を重点的にさせていただいております。

今後具体的なところなんですけど、もう御存じのように、このコロナ禍でこの2年、本来従来やってきたことができておりません。そういうことを踏まえて、今後どういう形でやっていくのかがいいかというのを今模索中であります。

議会のほうでも答弁させていただきましたように、まずはやはり消防団の団員の方々が、どんな苦勞をしながら団活動をやっているのかということ、やはり住民の方々に知っていただくということが、まずは大事なというふうに思いますので、その辺を含めた広報活動は、まず取り組んでいきたいというふうには思っております。

そういう活動が続けながら、今後、具体的に団員確保、どういう形がいいのかというのは、また消防団員の方々とも意見交換をしながら取り組ん

でいきたいというふうに考えております。

○委員（犬井美香） 広報活動もちろん大事だと思いますし、住民の方々というのは、本当に団員の方々、消防団の方々が、日々やっぱり頑張っているというというのは、もう十分分かっていとは思いますが、どういう在り方が、本当に団員が少しでも増えていく方法になるのかというのは、ちょっと私も今いろいろ考えてはいるんですけども、やはりもう少ない人数の地域というのが、先ほどの定数というところもあるんですけども、どうしても、そうですね、若い方々も含め、少ない人数のところ、その定数を満たすことすらやはり難しい状況が地域にはあるのではないかなというふうに考えています。

団員の魅力というところも本当は必要なのかもしれないんですけども、それ以上になかなか、仕事とのバランスであったりとかというところもあるかもしれないんですが、本当にどうやっていけばいいかというのは、できるだけ早く考えていただいて、少しでも団員の方々が、活動がしやすい方向で、新しく入る方々も、ハードルがそう高くない。この間も、議会の中では、きちんといろんなことをやっぱり検証とかを重ねていかなければ、きちんとした対応ができないんじゃないかという話もあったので、そここのところも十分本当に必要なことだとは思って、コロナが明けたらそういうことにも取り組んでほしいんですけども、本当に今までの在り方で大丈夫なのか、これからも確保できるのかというところは、ちょっと心にとどめておいていただけるといいのかなというふうに感じています。

○消防局長（中村 真） 貴重な御意見ありがとうございます。そういった御意見も、これまでも頂いております。市長のほうからも、消防後援会、それから消防団、そして地域の方々、地区コミ、そういったところとの意見交換もしながら、消防団員の活動の在り方、それから、消防団員の確保の策、そしてまた女性団員についても、やはり今後できる限り増やしていったほうがいいんじゃないかという、そういうことで市長のほうからも指示を頂いております。

新年度に、ちょうど今3年間の、消防団員の幹部の方々の役員替えのちょうど時期になっておりますので、今、そういった作業をしております

が、新年度になりましたら新しい体制の中で、消防後援会の皆さん、それからまた地区コミの方も含めて、消防団も含めて意見交換の場をまずはつくって行って、そして、今頂いたような御意見を頂きながら、どういう活動がいいのかという、そこは新年度になりましたら早速取り組んでいきたいということで、今、進めているところでありますので、本当、貴重な御意見を頂きましたので、それを含めて今後検討していきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○委員（溝上一樹） 僕のほうから、ちょっと甕島地域の防火水槽の件でお伺いしたいと思うんですけど、薩摩川内市合併前に、各村でちょっと消防団等の考えが違うということで、地域によっては防火水槽の数に大分差があるんじゃないかという現場の声があったんですけど、実際当局はその件に対してどうお考えでしょうか。

○予防課長（石原浩之） 甕島地域についての防火水槽、消火栓、それらについては、住宅が建ち並ぶようなところには適正に配置はされていると考えてはおりますが、ただ、設置されてからの経過年数も結構たっておりますし、あと、防火水槽の容量、それが20トンから30トンという、ちょっと通常、本来消防水利の基準の中に示す40トン以上の水槽というのはございませんので、消防団の方々の御意見等や地域の状況を見ながら、水槽の設置ができるのかどうかというところは判断していきたいと考えてはおりますが、ただ、現在設置されている水槽、これについては、市内においてもそうなんですけど、市の、市有地に計画的に配置しておりますので、これまで設置してあった民有地の部分を代替わりというか、世代が替わってもう取り壊してくれというのが、ここ数年ちょっと多くなってきておりますので、それらを踏まえてやっぱり設置できる土地というところ抽出しながら、できるところには計画的に予算を見ながら設置していきたいと考えているところでございます。

○委員（溝上一樹） ありがとうございます。あと、甕島の場合、当局も把握していると思われるんですけど、よく海水を使う事例が、これもう火災のときはしょうがないかなと思うんですけど、実際水道の統合事業のときなんか、上甕地域なんか、里もだと思うんですけど、消火栓の設置もか

なりしていただいていると思うんですけど、実際大規模な火災のときに、消火栓が使える水量があるのか。また、海水を使った場合の、機械に対しての問題等、多々あると思うんですけど、ちょっと参考までに何かありましたらお答えください。

○**予防課長（石原浩之）** 甌島地域についての消火栓の水量については、これまで建物火災等の場合に足りているのかというところは、十分であるかと言われれば、そこはちょっと足りない部分もあるのかなと思っております。

消防局としましては、今回、１０トンの簡易水槽を購入しまして、甌島地域と、本土地域もなんですけど、生コンの組合と協定を結びまして、火災時にはコンクリートのミキサー車に１０トンシャーシで、四、五トンの水を持ってきて、運べるということで、協定を結んで、そういった場合には要請をしまして水の確保をするという方向で対応していこうと考えているところです。

また、消火活動時に海水を使うということは、実際ポンプに対しては、水道の水、それで十分な洗浄をやっていただかないと次に使う場合に機器の不具合等が発生いたしますので、これは、市内の出初め式でも川内川から取水しますが、あれについても海水が上がってきておりますので、同様に海水が混ざるような水利を使った場合には、十分消火栓等を使って洗浄していただくようお願いしているのは現状でございます。

○**委員（溝上一樹）** ありがとうございます。僕もちょっと消防団なんで、今現在、機械の点検等の手間もすごくかかるのはよく分かっているんですけど、それはもう最近の機械、高性能になっているし、その辺はしょうがないと思うんですけど、メンテナンスに対して。海水を使ったりしたとき、機械もすごいデリケートで壊れやすいと思うんですけど、その手の、海水を使った後のメンテナンスの指導等も含めて、今後もよろしく願いいたします。

○**委員長（帯田裕達）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（帯田裕達）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、消防局の審査を終わります。

△水道局の審査

○**委員長（帯田裕達）** 次は、水道局の審査に入ります。

△議案第３９号 令和４年度薩摩川内市一般会計予算

○**委員長（帯田裕達）** まず、審査を一時中止しておりました、議案第３９号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○**経営管理課長（橋口公男）** 予算調書の２６０ページを御覧ください。

歳出から説明をいたします。

上段、温泉給湯事業費は、温泉給湯事業特別会計への繰出金であります。前年度より５０８万３,０００円の増額となっており、その主なものは湯之山館浴室水栓取替修繕２６９万５,０００円と樋脇地区配湯管布設替工事に係る増額であります。

下段、飲用井戸等整備支援事業費は、前年度と同内容の予算計上であります。

２６１ページを御覧ください。

水道事業費は、２０１万３,０００円の増額となり、消火栓維持経費等の負担金が普通交付税算定により増額したものであります。

下段の簡易水道事業費は、２２６万５,０００円の減額となっており、長期債償還元金及び財政支援分の出資金減額が主なものであります。

２６２ページを御覧ください。

下水道事業費は、６,２２１万６,０００円の増額となっております。公共下水道事業と特定環境保全下水道事業の企業債償還元金の増額が主なものであります。

○**上水道課長（永田一郎）** 引き続き、上水道課分について説明いたしますので、２６３ページを御覧ください。

財産一般管理費については、前年度とほぼ同内容の予算計上となっております。

○**下水道課長（今村淳一）** 下水道課分につきましては、２６４ページを御覧ください。

上段の下水処理施設管理費は、１,３０５万３,０００円の増額となっており、主なものは、鹿島浄化センター実施設計業務委託を新たに計上したためであります。

下段の小型合併処理浄化槽整備補助事業費は、1,320万3,000円の減額となっており、小型合併浄化槽の補助申請件数の減少見込みによるものであります。

265ページを御覧ください。

上段、浄化槽費は、浄化槽事業特別会計への繰出金で、前年度と同程度の予算計上であります。

下段、下水道管理費は、918万4,000円の減額となっており、職員の減に伴います職員給与費の減額が主なものになります。

266ページを御覧ください。

上段、都市下水路管理費と下段のポンプ場管理費は、いずれも前年度と同内容の予算計上となっております。

○上水道課長（永田一朗） 次に、歳入について御説明いたしますので、予算調書の87ページを御覧ください。

財産貸付収入は、前年度と同内容の予算計上となっております。

○下水道課長（今村淳一） 88ページを御覧ください。

下から3行目と4行目、衛生費補助金の清掃費補助金は、国庫補助金・県補助金合わせて1,429万円の減額となっておりますが、小型合併処理浄化槽の設置基数の減少が見込まれることが要因であります。

その他の歳入は、前年度と同程度の予算計上となっております。

○委員長（常田裕達） ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 小型合併浄化槽の見込みが減ということなんですが、主な要因を教えてください。

○下水道課長（今村淳一） 主な要因は、新築の件数等の減及び既存からの転換を、既存といいますのは、くみ取り、単独浄化槽からの転換を見込んでおったものが、予想よりも減少しているというところになります。450基ほど見込んでおりましたが、実績といたしまして、全体で365基ほどの設置基数ですので、今回、50基ほど数量を落としております。

○委員（下園政喜） 先日の本会議で、坂口健太議員が、接続率が低いと――59%ぐらいだった

と思うんですが、この接続率が低い要因の一つに、新築現場に補助金を出していますよね、今言われた合併浄化槽の。その範囲というのは、何年先ぐらいまでに浄化槽や下水道が行くよという、そこはどのぐらいのところまで補助をされているんですか。もう実際、小型合併浄化槽でないと、単独浄化槽は造っていないんですよ、それしかないんですよ。それを入れることによって補助金を出すというのは、ほかの市町村がなくなっていることを考えるべきです。薩摩川内市の今、下水道にしていくなにどこまで補助しているんですか。

○下水道課長（今村淳一） 合併浄化槽の新築に対する補助金なんですが、公共下水道区域を今現在施工している区域につきましては、補助金はもう出していないところなんです。公共下水道とか農集とかの整備をしていないところに対して、新築あるいは、単独浄化槽からの転換とかに対する補助金を出しております。委員がおっしゃったとおり、単独浄化槽の設置は、もう製造しておりませんので、もう合併浄化槽だけになっております。

○委員（下園政喜） 具体的に言いますと、向田のほうは今整備をされていますよね。天辰の辺までしている状況ですけども、そこはもう補助金は出していない。ところが、大小路、五代辺にいっぱい新築が建っていますけど、あそこら辺は今計画地になっていますけれども、補助を出しているんですよね。補助を出していることによって、下水道が来ても、つながないでも何も問題ないという一般的な考えだと思うんですけども、そこら辺の取扱いはどうに考えていらっしゃるんですか。

○下水道課長（今村淳一） 今おっしゃったとおり、大小路とか五代とかのほうには補助金を出しております。天辰についても出しております。新築の方には一応誓約書というのを書いていただいております、公共下水道等の集合処理が来た場合には、速やかに接続するというのを一筆頂いて、新築の補助金は出しているというところですよ。

○委員（下園政喜） しつこいようですが、合併浄化槽を入れてもらう、そのときに補助金をやっておけば、後は施主がずっと一生浄化槽管理者業者と契約していったら、市の負担はないわけですよね。そういうことですよ。下水道につないで

もらうことによって、今度は市が面倒見てやって、ずっとしていくことになるじゃないですか。補助金が出るからつながないんじゃないかなということもあるんですけど、そのようなことを考えていらっしゃるでしょうか。天辰は、もう、すぐ行くんですよ、下水道が。だけど、そこにも補助金を出してるから、別段つながないでもいいんじゃないかと思われるんですけど、そこら辺はどうですか。

○下水道課長（今村淳一）また後ほど、下水道事業会計のほうでも区域の説明を若干いたしますので、天辰に関しましては、今、下水道の区域から外れておる区域だと思います、区画整理の区域は。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第40号 令和4年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計予算

○委員長（帯田裕達）次に、議案第40号令和4年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計予算を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男）予算調書の273ページを御覧ください。

上段の温泉管理費及び下段の予備費は、前年度と同程度の予算計上となっております。

○上水道課長（永田一朗）引き続き、上水道課分について説明いたしますので、274ページを御覧ください。

温泉管理費については、443万9,000円の増額となっており、その主なものは、湯之山館浴室水栓取替修繕等に伴う需用費と樋脇地区配湯管付設替工事等に伴う工事請負費の増であります。

○経営管理課長（橋口公男）次に、歳入について説明いたします。

271ページを御覧ください。

下から2行目、一般会計繰入金が先ほどの温泉管理費の増により、508万3,000円の増額となっております。

その他の歳入については、前年度と同程度の予算計上となっております。

○上水道課長（永田一朗）引き続き、上水道課分について説明いたしますので、272ページを御覧ください。

温泉使用料及び雑入につきましては、前年度とほぼ同じ内容の予算計上となっております。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第41号 令和4年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計予算

○委員長（帯田裕達）次に、議案第41号令和4年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（今村淳一）予算調書の276ページを御覧ください。

上段、浄化槽管理費から、277ページ、長期債償還利子まで、前年度と同程度の予算計上となっております。

次に、歳入について説明いたしますので、275ページを御覧ください。

歳入につきましても、前年度と同内容の予算計上となっております。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 討論はないと認めます。
これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第49号 令和4年度薩摩川内市下水道事業特別会計予算

○委員長（帯田裕達） 次に、議案第49号令和4年度薩摩川内市下水道事業会計予算を議題いたします。

当局に補足説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男） 別冊の下水道事業会計予算書予算に関する説明書の9ページを御覧ください。収益的収入及び支出のうち、収入は、前年度と同程度の予算計上となっております。

10ページを御覧ください。支出では、前年度より3,216万9,000円の増額となっております。主なものは、施設・設備の維持管理経費に係る各種委託料が682万5,000円、水道施設修繕が806万6,000円、漏水等修繕費が1,952万6,000円、それぞれ増額していることが要因であります。

11ページを御覧ください。資本的収入及び支出のうち、収入は、前年度と同程度の内容であります。下段の支出では、3,483万5,000円の増額となっております。主なものは、1項1目改良費の企業会計システム更新業務委託料1,325万5,000円及び2項1目の元金償還金1,113万4,000円の増額が主なものであります。

4ページを御覧ください。

第5条の継続費について説明いたします。事業名は、丸山浄水場受変電設備等更新事業であります。令和4年度から令和5年度まで、総額4億円。2か年でそれぞれ2億円を設定しております。設定理由は、発電機の設置工事と受変電設備の更新工事になりますが、発電機本体の納入までに10か月程度を要すること、また、発電機建屋建設及び受変電設備更新に2か年を要することから

継続費を設定するものであります。

○上水道課長（永田一郎） それでは、水道事業の改良事業について御説明いたしますので、別冊となっております水色の表紙、令和4年度水道事業当初予算資料の3ページを御覧ください。

令和2年度末に策定した水道事業経営戦略の中の水道施設事業計画に基づき、計画的な施設の更新や老朽管の耐震管への布設替え等、年間7億5,000万円を投資し、これまで実施しているところでございます。

令和4年度につきましても、計画に基づき引き続き実施する予定としており、地域別の事業内容、事業費等につきましては、表に記載のとおりでございます。

4ページを御覧ください。総括して内容を説明しますと、水道施設台帳作成業務委託等の業務委託のほか、老朽管更新が16件で4,765メートル、新設管の布設4件で2,570メートル、丸山浄水場の発電機設置や受変電設備の更新、天辰と入来地区の土地区画整理事業や国、県、市の道路改良工事等に伴い、支障となる配水管布設替えによる負担金工事等を予定しております。その工事費総額は7億5,000万円を予定しているところでございます。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎） 先ほどの説明で、水道事業については、前年度と同様の収益を見込んでいるということでありましたけれども、新型コロナウイルスの影響でこの一、二年、市内の商工業者の業績の不振によりまして、水道使用量は減少傾向にあるんじゃないかなというふうに思うんです。また一方で、自宅時間が増えて、家事用の使用量は増加したとも考えられるんですけども、こういったことを見込んでの計上というふうに考えてよろしいでしょうか。

○経営管理課長（橋口公男） ただいま委員がおっしゃったように、事業系では、休業等によって水道使用量が若干減っているというふうに思われます。逆に先ほど言われたように、一般家庭のほうでは、自宅にいたることが増えて、使用量のほうも若干増えている。相殺して平均的に例年並みの使用水量ということになるのではないかと

ふうに考えております。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第50号 令和4年度薩摩川内市簡易水道事業会計予算

○委員長（帯田裕達）次に、議案第50号令和4年度薩摩川内市簡易水道事業会計予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男）別冊の簡易水道事業会計予算書の9ページを御覧ください。収益的収入及び支出のうち、収入は、前年度と同程度の予算計上となっております。

10ページを御覧ください。支出のほうも、前年度と同程度の予算計上となっております。

11ページを御覧ください。資本的収入及び支出のうち、収入は、前年度より460万5,000円の減額となっております。2項1目の一般会計からの支出金が510万5,000円減額となったことが要因であります。

下段の支出では、前年度より465万1,000円の増額となっております。主なものは、1項1目改良費の企業会計システム更新業務委託料220万円、2項1目企業債償還に係る元金償還金の263万2,000円の増額が要因であります。

○上水道課長（永田一朗）それでは、簡易水道事業の事業概要について御説明いたしますので、別冊となっております桃色の表紙、令和4年度簡易水道事業当初予算資料の3ページを御覧ください。

い。

平成30年度から下甌地域の長浜地区において、下水道整備に合わせて、国の生活基盤施設耐震化等交付金を活用し、老朽化した配水管の布設替えを実施してきており、令和4年度も引き続き実施する予定でございます。事業内容につきましては、老朽化した配水管の布設替え工事を1,250メートル行うこととしております。

○委員長（帯田裕達）ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第51号 令和4年度薩摩川内市下水道事業会計予算

○委員長（帯田裕達）次に、議案第51号令和4年度薩摩川内市下水道事業会計予算を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男）別冊の下水道事業会計予算書の11ページを御覧ください。収益的収入及び支出のうち、収入は、1款公共下水道事業収益から、次のページ、4款漁業集落排水事業収益まで計上し、全体で前年度より4,295万3,000円の減額となっております。各下水道使用料は、同程度となっておりますが、1款2項4目長期前受金戻入が3,313万5,000円の減額及び6目消費税及び地方消費税還付金が577万3,000円減額となっていることが主な要因であります。

13ページを御覧ください。支出では、1款から、次のページ、4款まで4つのセグメントごと

に計上し、前年度より4,295万3,000円の減額となっております。主なものは、1款1項7目機械及び装置に係る減価償却費の4,354万4,000円の減額が要因であります。

15ページを御覧ください。資本金収入及び支出のうち、収入は、1款から、次のページ、4款までセグメントごとに計上しており、前年度より1億6,512万1,000円の減額となっております。主なものは、1款6項国庫補助金が1億3,886万1,000円減額、16ページの3款1項企業債が1,500万円減額、6項国庫補助金が1,695万円減額していることが要因であります。

17ページを御覧ください。支出は、1款から4款までセグメントごとに計上しており、前年度より1億9,829万5,000円の減額となっております。主なものは、1款1項1目改良費の宮里浄化センター増設工事の建設工事委託が終了したことが主な要因であります。

○下水道課長（今村淳一） 改良工事の内容について説明いたしますので、別冊のオレンジ色の資料、令和4年度下水道事業当初予算資料を御準備頂き、3ページを御覧ください。

初めに、川内地区公共下水道整備事業では、計画の最終年度であります平佐第二地区での管路施設工事を引き続き行うとともに、今後の整備を進めるための事業計画変更図書を作成、今後の管路整備において、設計施工一括発注方式、いわゆるDB方式が、本市でも導入可能かを検討するDB方式可能性調査を実施するものです。

ここで、別途お配りしております生活福祉委員会資料の水道局分を御準備していただき、2ページを御覧ください。

こちらの図面は、平成30年度に今後10年間で重点的に整備を進める区域を決定したときのものになります。図面の右側の赤色の平佐第二地区と平佐第二地区に隣接する区域など黄色で着色した区域が、重点的に整備を進める区域となっております。次の整備区域は、今後選定していく予定であります。

3ページを御覧ください。先ほど申し上げましたDB方式についての資料になります。DB方式は、国からも導入を求められております官民連携手法の一つでもあり、下水道管理の整備に当たっ

て、設計と施工を一括して行うことにより、民間のノウハウを活用し、コスト縮減や工期短縮のメリット等が期待される発注方式です。可能性調査は、このDB方式を本市で採用した場合の有効性などについて検討するものであります。

予算資料に戻っていただきまして、3ページを御覧ください。中ほどの長浜地区公共下水道整備事業では、浄化センターの建設工事委託及び污水管路施設の工事を引き続き行うこととしております。

ここで、委員会資料の4ページを御覧ください。令和4年度施工箇所が、丸で囲んであります区域内の赤い路線になります。黒い線が、これまでに布設が完了した路線になり、図面右側の緑色の太い線が令和5年度の整備予定路線になります。管路工事のほか、赤い文字で記載しております、処理施設や発電機室等の機械電気設備の工事を行う予定です。

5ページは、污水处理施設である長浜浄化センターの資料です。浄化センターの工事は、右側の進捗状況の表のとおりです。浄化センターの工事は令和4年度で完了予定です。

それでは、予算資料の3ページにお戻りください。下段の下水道ストックマネジメント事業では、中甕・中野処理区のマンホールポンプの遠方監視装置の更新の実施設計を行うものであります。

4ページですが、農業集落排水施設機能強化事業では、入来中部、大馬越地区の施設を遠方監視する装置の整備等を行うものです。

○委員長（帯田裕達） ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎） 予算のほうなんですけれども、収益的収支、そして資本金収支のそれぞれ収入・支出については減額計上されているところなんです。薩摩川内市では、こここのところ2年ほど、特に去年、おとしの7月には大きな水害に見舞われておりまして、大雨が降っているわけなんです。この下水事業の財源として、一般会計から繰入金、それから国庫補助金、企業債ということで財源にしているわけなんですけれども、こういった大雨の影響による増加ということはないもんなんでしょうか。

○下水道課長（今村淳一） 今年度、大雨が降

りまして対応させていただきましたけど、それに伴う大きな増額というのは特にございませんでした。

○委員（井上勝博）先ほどのDB方式についてもう少し詳しく聞きたいんですけども。これから下水道についての設計・施工については、民間に一括してお願いするということ、それから検討するというお話になると思うんですけども、メリットが書いてあるんですけど、デメリットというのはどういうことがありますか。

○下水道課長（今村淳一）デメリットにつきましては、これまでの一般的な工事ですと、毎年設計を行いまして、その都度入札にかけておりまして、業者さんに広く行き渡るといいますか、業者さんが広く参画する機会があります。

今回、計画しておりますDB方式は、最初で工区を決めて一括で発注いたしますので、その時点で業者さんが選定されてしまうことになりますので、後から参加したいという業者さんが出てきた場合に、それに入っていけないというところなどがデメリットなのかなというふうに考えております。

○委員（井上勝博）水道事業とか下水道事業とかというのは、小さな工事がたくさんあるので、地元の業者の方も経済的には非常に公共事業の中でもいいものだというふうに思うんです。しかし、一括して一つの企業に任せるということになると、これまでの経済効果というのがどうなっていくんだろうかと、その辺がちょっと心配なところなんですけれども。このDB方式でできる企業というのは、大きな企業じゃないとできないんじゃないですか。

○下水道課長（今村淳一）こちらのほうでも一つの事業者を選定するというわけではなくて、複数の事業可能な業者さんを選定していくとかという枠組みをまた来年度予算で検討していくような計画でおります。

○委員（井上勝博）このDB方式をできる企業というのは、市内にどのぐらいあると考えればいいですか。

○下水道課長（今村淳一）どういうふうな固まりになるかというのは、これから検討していくんですけど、企業としては、これまでに下水道事業を施工した業者というのを対象に考えております。

○委員（井上勝博）業者がたくさん結構あると思うんです。それこそ一人親方みたいなのところもあるんじゃないかと思うんですが、そういった企業の仕事が少なくなるということは心配しなくてもいいですか。

○水道局長（今井功司）こちらのDB方式の可能性調査なんですけれども、今考えておりますJVというのは、設計をするところと施工するところが、共同体で取り組むという方策は取れないかを可能性として摸索するものでございまして、その共同体というのは、あくまでも、設計と施工のところにつきましては、市内の建設関係者をまず第一に考えておりますので、市内発注のボリュームというところにつきましては、変わらないようになるものだと思っておりますが、あくまでも可能性として、そういう共同体で設計段階から、その受注者、施工者が共同で取り組めるような方策が取れるかどうかというところを検討したいと考えております。そのことによりまして、工期短縮等のメリットも出てくることも考えられますので、先進的な事例を見ながら可能性調査をさせていただきたいというものの予算計上でございます。

○委員（井上勝博）意見なんですけれども、やはり大手の企業には有利になってしまって、小さな会社が不利にならないように十分気をつけて検討していただきたいと思います。

○委員（下園政喜）下水道の今後10年間で重点的に整備される区域が指定されておまして、今見ているんですけども、進捗状態がなかなかですが。全部が済むのはいつかということは聞きませんが、大小路地区に着手するのはいつ頃と考えていらっしゃいますか。

○下水道課長（今村淳一）現時点で大小路地区がいつ頃になるかというのは、まだはっきり分からない、ここで申し上げることはできないところなんですけど、今後10年間で、毎年これまでの事業費と同じくらいで整備していった場合でも、あと11年ぐらいかかるんじゃないかと思っております、全体整備するのにですね。

○委員（犬井美香）下水道事業に関してなんですけど、いろいろお示しいただく中で、下水道が実際整備されているところでも、今は接続率が低い。いろいろ御努力頂いていると思うんですけれ

ども、この地図を見る限りでは、これから区画整理をされて新築が建っていく場所ではなく、既存の建物がほぼある場所と考えると、大小路地区も含め甌島のほうもそうなんですけど、下水道整備はもちろん大事なことはあるんですが、お金をかけていても接続率がなかなか上がらない現状。先ほど下園議員も言われましたけど、補助金を出しているから合併浄化槽から抜けられないんじゃないかというような話もあったんですが、既存の建物と、そして個別合併浄化槽がある家庭は、なかなか下水道が新しく引かれたからといって、接続というのが難しい気がします。先ほど誓約書も言われたんですが、今後10年間かけてでもやっていく、そして甌島のほうも広げていくというところのメリットというところを教えてください。

○下水道課長（今村淳一） 我々がこの下水道を整備していくところは、やはり周辺の水質悪化が顕著なところであり、合併浄化槽とかの設置が困難であるところ、人口がある程度まとまっているところを対象に整備をして、今回10年間で重点的に整備する区域を設定しております。

先ほど下園議員のところにも出ましたが、合併浄化槽の補助金、今出しているエリアは、この図面のグレーで塗ってあるところと赤で塗ってあります平佐第二地区。この区域以外は、合併浄化槽の補助金が出ている区域にはなっております。これ以外の黄色い区域、こちらが川内処理区の中では人口が密集している区域にもなっておりますので、こちらのほうに下水道整備をして、皆さんに費用負担は伴いますが、転換をしていただいて、水質の向上と周辺環境の改善というのに努めていきたいというふうに考えてエリア設定をしております。

○委員（犬井美香） ありがとうございます。今後、天辰のほうも今土地区画整理をされていて、新築物件は多分建つであろうとか、建たなきゃいけないと思うんですけども、そういう地域に先に広げておくというような考えというのは、これまではなかったんでしょうか。

○下水道課長（今村淳一） 天辰区画整理の区域は、当初の下水道の区域には入っておったんですが、区画整理のスケジュールと下水道のスケジュールが合わなかったものですから、先行してか

なりの住宅が建っておるのが現状であります。そのために現在は下水道の区域からは除外した形で、下水道区域のほうも縮小したという流れになっております。

○委員（犬井美香） 今後という考え方にはなると思うんですけど。分かりました、私もプロではないので、本当に素人考えなんですけど、単純に考えれば、区画整理が計画されている場所には、もちろん物件が建つという前提で区画整理をされると思うので、やはりその前に下水道をきちんと整備しておけば、自然に建ったときには下水道にも接続という、シンプルに考えれば、そういうことができるんじゃないかなと、すみません、単純な考え方なんですけど。ですので、計画を立てるときに、どの課とどの課がきちんとすり合わせてという話かもしれないんですけど、できるだけ無駄のないように、もちろん水質改善というのもあるので、そこは大事な点だと思うんですけど、物件が建ってから、いろんなことがきちんと生活が安定してから後を追って引いていっても、なかなかその市民の考え方の切替えというのは、かなり難しい、ハードルが逆に上がってしまうのかなと思うので、もちろん今後接続していただくためには、環境をちゃんと保全していくためにもというところでの丁寧な説明が必要だと思うんですけど、今後どこまで広げていくか、10年以上まだこういう下水道事業を進めていくのかというのもちょっと分からないんですが、考え方としてはそういう考え方もあるのかなというふうに、これは提案というか、要望というか、ただの意見ですので、よろしくお願いします。

○委員長（帯田裕達） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。
以上で、水道局の審査を終わります。

△市民健康課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、市民健康課の審査に入ります。

△議案第20号 薩摩川内市医療福祉従事者奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（帯田裕達）まず、議案第20号薩摩川内市医療福祉従事者奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○市民健康課長（黒木 諭）本議案につきまして、議会資料で説明いたしますので、議会資料の2ページを御覧ください。

本議案は、本市甕島地域における医療福祉施設等に、将来勤務しようとする学生等に対しまして、奨学資金の貸与を行う条例に関しまして、現条例では、日本国内において医学等を履修する者のみを対象としているところでございますが、甕島地域の医療福祉の充実に必要な人材の安定的な確保を図るため、外国で医学等を履修される方に対しましても、同奨学資金貸与者の要件に追加しようとするものでございます。

あわせて、同奨学資金の返還につきましては、現行の規定では、条例で定めました在職義務の期間に満たないうちに死亡または退職した場合は、貸与を受けた奨学資金の全額を返還する規定になっておりますが、同奨学資金貸与者が甕島地域内の医療福祉施設に従事された場合には、在職された期間を考慮し算定、差引きを行いまして、返還債務の一部を免除するため、返還の要件の一

部を改めるものでございます。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）今回、こういう奨学金制度を拡充することによって、医療従事者を確保するということですが、実際、外国の医学等を履修する課程に在学する者という方から問合せされたりとか、そういうことで、これはここを広げれば増えるなという感触があるんでしょうか。

○市民健康課長（黒木 諭）実際、外国に既に入學されたドクター、医者の方から御相談がございまして、現行の規定と照らし合わせたときに、外国の大学というものが対象にならない状態でしたので、外国の学校であろうと、甕島地域の安定的な医療従事者を確保するという目的には合致するというので、今回一部改正をしたいと考えたところでございます。

○委員（井上勝博）そういう方が何件ぐらい見受けられますか。

○市民健康課長（黒木 諭）実際分かっている部分につきましては、今御説明しました1名の方でございます。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。
これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第39号 令和4年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（帯田裕達）次に、審査を一時中止しておりました議案第39号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（黒木 諭）歳出予算の主な

ものにつきまして説明いたしますので、予算調書の139ページを御覧ください。

上段、地域医療対策費につきましては、4,046万4,000円の増額となっております、主なものとしましては、甌島診療所の統合再編に係る新たな診療所の在り方、事業費を算出するための調査業務委託990万円の新規計上、甌島地域での医療福祉従事者を確保するため、甌島地域の民間を含む医療福祉施設等に新たに就職された方への給付金360万円、それから、甌島地域の医療福祉施設に将来勤務しようとする学生等への奨学資金、これは本年度申請があった2名の方になりますけれども、その分を新規計上しております。

また、市内の小児夜間救急体制を維持するため、同体制の運営に対する支援の拡充、後ほど御説明します、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への繰出金の増額などが主なものでございます。

次に、141ページを御覧ください。上段、母子保健事業費につきましては、630万3,000円の増額となっております、主なものは、妊産婦健診の受診者の増加に伴います委託料を増額、それから3歳児健康検査における屈折検査につきまして、その必要性から国の補助制度が確立したため、屈折検査導入に伴います機器整備の増額でございます。

次に、142ページを御覧ください。感染症等予防費につきましては、3億9,857万7,000円の増額となっており、主なものは、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種等に係りますワクチン接種経費、それから集団接種等の体制確保経費合わせて3億9,000万円、予算計上に伴う増額でございます。

その他の歳出予算につきましては、前年度と同様の予算計上となっております。

引き続き、歳入予算について説明いたしますので、39ページを御覧ください。国庫負担金、衛生費負担金は2億4,000万円の増額で、歳出で説明しました、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種等の費用に係ります国庫負担100%負担でございます。

次に、国庫補助金、衛生費補助金は1億5,108万2,000円の増額となっており、これも新型コロナウイルスワクチン体制確保に係る

国庫補助金100%補助でございます。

以上が主なものでございます。

40ページを御覧ください。基金繰入金は720万円の新規計上となっております、先ほど歳出で説明いたしました、甌島地域の医療施設に新たに就職する者への給付金、それから医学生への奨学資金貸付金へ充当するものでございます。

その他の歳入は、前年と同内容の予算計上となっております。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 一般質問でもワクチンのことで前倒し問題を申し上げましたが、もうちょっと詳しく。要するに接種券が来る方々というのは、現状では、7か月経過した人なんですかね。6か月経過した人には、接種券は来るということになっているのでしょうか。ちょっとその辺確認なんですけど。

○課長代理（久保淳一） 本日も送付をさせていただきましたけれども、今現在4万6,000人の方に送付をさせていただいたところでございます。今井上議員からございましたとおり、高齢者については、6か月で接種ができるところでございまして、64歳以下の方につきましては、3月1日以降につきまして、7か月で接種ができるということで、接種券につきましては、その判断をしまして前倒しで、2回目の接種から6か月をめどで送付させていただいている状況でございます。

なお、4月1日以降につきましても、一般の方につきましても、2回目接種から6か月経過後ということで、それにつきましても前倒しさせていただいて、接種券を6か月をめどに送付させていただく予定でございます。

○委員（井上勝博） この間、県の主催で大きな集団接種がアリーナであって、それについても県内の人たちで、たしか6か月を経過している方は、接種券なくても来てくださいというふうになっていたんじゃないかと思うんです。

今、モデルナ製は余りつつあるというか、ファイザー製を好む人がたくさんおって、モデルナ製はちょっと遠慮される方が多いということで、モデルナ製のほうは少し余裕があるということで聞

いているわけなんですけれども。接種券がなくて、自分で6か月を経過した人で一般の人は、やっぱり6か月でないと駄目ですよとなっているんですか。4月からは6か月でもいいということなんですけど、3月については、やっぱり一般の人は控えてくださいと、接種券ないわけだからということになるんですか。

○市民健康課長（黒木 諭） まず、医療機関の個別接種については、それぞれ予約等もございますので、今7か月でお願いしていて、1日のできる量が決まっていると思いますので、そこは今7か月ということなんですけれども、集団接種におきましては若干余裕もございますので、予防接種法上で、接種の2回目から6か月以上経っておけば接種ができるということでございますので、そこは前倒しさせていただいて、6か月経過後であれば接種させていただきたいと思っています。

○委員（井上勝博） これも一般質問で取り上げたPCR検査の問題です。定期検査を、発症しやすいとか、クラスターが発生すれば重大な事態になるような施設については、やはり定期的にやったほうがいいというふうに言ったら、これから民間との連携で考えていきたいような答弁があったと思います。そこら辺の今後の計画的なところを教えていただきたいんですけど。

○市民健康課長（黒木 諭） コロナに対します検査につきましては、一般質問でも答弁しましたとおりでございます。今、県のほうが、国の交付金等を利用して、検査の定着事業というものと、あと知事の判断で、不安がえられる方への無料PCR事業、この2本が柱となって行っております。

委員が御質問の部分の高齢者施設等々の検査については、この定着促進事業のまず対象になってくるということです。県とも、その事業を県がされる中で、市が単独でそういった事業もしてもいいかという御相談等もしているんですけれども、今は県がしっかりとその対応の検査事業をやっていますので、まずは市町村においては、その広報等に努めていただきたいということです。

ただ、この検査は、今見えているのは3月31日まででございますので、その後継続されるのか。また、されない中であって、本市の感染者が減らない、増えるという場合については、市の

単独での検査事業等というものも検討しないといけないと考えているところです。

○委員（井上勝博） 高齢者施設については、この間、一つの施設で6人の方が亡くなったところみたいな、そういう悲劇が二度と起こらないようにしてほしいなと思っているんですよ。それで、ワクチンを打っていた方々が亡くなったのかどうかもさっぱり分からんわけなんですけれども、その辺の情報というのはないんですか。ワクチンを打って、しかもなお感染して亡くなっているとか、一切分からんわけですね、市のほうは。もううなずいていらっしゃるから。

それで、ちょっと最近90代とか80代の感染者がちょっと増えてきているというのが気になるところで、今でも高齢者施設は希望すれば、検査をたしか無償でできるというふうにも、そういう情報も入ったような気がするんですけども、その辺の情報はどうなんですか。高齢者施設が自ら希望して、心配だからその検査を受けたいという場合には、その施設の負担もやっぱり求められないということですね。それはできるっていうふうに考えてよろしいわけですか、希望すれば。

○委員長（帯田裕達） 井上委員、所管事務でどうですか。

○委員（井上勝博） そうですね。では、後で。

○委員長（帯田裕達） 予算とはちょっと離れていると思います。

○委員（井上勝博） 分かりました。すみません。

○委員長（帯田裕達） よろしくお願いします。

○委員長（帯田裕達） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑はないと認めます。
ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第46号 令和4年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算

○委員長（帯田裕達） 次に、議案第46号令和4年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算を議題といたします。

補足説明を求めます。

○市民健康課長（黒木 諭） 歳出予算の主なものから説明いたしますので、予算調書の316ページを御覧ください。

上段、一般管理費につきましては、

3,157万7,000円の増額になっており、各診療所におけるマイナンバーカード認証システム連携のための電子カルテ回収業務委託594万円、それから下甕歯科診療所の長浜診療所への移設に伴う設計委託及び移設工事2,992万円の予算計上が主なものでございます。

次に、317ページを御覧ください。

上段、医療用機械器具費につきましては、930万7,000円の増額となっております、下甕診療所の歯科ユニットほか、例年実施します各診療所医療機器の更新による増額でございます。

その他の歳出予算につきましては、前年度と同様の予算計上となっております。

引き続き、歳入予算について説明いたしますので、307ページをお開きください。

307ページから308ページの入院収入につきましては、前年度実績によりまして増額を、308ページから313ページの外来収入及び314ページまでの手数料につきましては、外来患者数の減少に伴いまして、減額しているところでございます。

314ページを御覧ください。

一般会計繰入金につきましては、1,579万7,000円の増額になっており、診療収入減への対応、それから医療機器更新等によるものでございます。

国民健康保険事業特別会計繰入金につきましては、211万6,000円の増額になっており、各診療所医療機器の更新によるものでございます。

315ページを御覧ください。

市債、診療施設等整備事業債につきましては、3,360万円の増額になっており、下甕歯科診療所の長浜診療所移転に伴う辺地対策事業債が主なものでございます。

○委員長（帯田裕達） ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 討論はないと認めます。これより採決を行います。本案を原案のとおり

可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○市民健康課長（黒木 諭） 甕島診療所再編方針の内容等につきまして説明いたしますので、生活福祉委員会資料の2ページを御覧ください。

診療所の再編につきましては、これまで甕島地域一体化方針により進めてまいりましたが、甕島地域一体化方針から各分野別の個別方針に移行することとなったため、一体化方針の骨格を継承しつつ内容を一部変更しまして、診療所の再編等に特化した再編方針を策定したところでございます。今後、この再編方針に基づき診療所の集約、再編を進めていきたいと考えております。

再編方針の内容としましては、まず、2の現状としまして、甕島地域内の診療所につきましては、5か所の診療所と7か所の出張診療所となっていることを記載しまして、3の課題では、人口減少等による診療収入の減、医療従事者の確保対策の必要性、それから診療施設の老朽化や人工透析が現在下甕手打診療所の治療に限られていること等への対応が必要なことというのを示しているところでございます。

これら課題等を踏まえまして、4の診療所の再編方針としまして、まず、上甕島におきましては、令和8年4月を目標に、上甕診療所へ里診療所及び鹿島診療所を集約の上、仮称上甕島診療所を新設することとしております。

再編後は、里、鹿島診療所を出張診療所として継続していくこと、また現在休止しております上甕平良出張診療所及び上甕浦内出張所は、廃止することを明記しております。

3ページになりますが、下甕島におきましては、令和5年4月を目標に、下甕歯科診療所を下甕長浜診療所へ移設することとしまして、下甕長浜診療所の出張診療につきましては、当面継続するこ

としますが、その他の出張診療所につきましては、受診者数等を考慮し、出張診療の在り方や存続について検討することといたしております。

また、将来ビジョンとしましては、甌島地域内の全出張診療所の存続を検討していくとともに、入院・外来患者の推移、診療所施設、設備の老朽化対策等も勘案しながら、甌島地域の医療サービスの向上に寄与するような、総合的な医療の在り方等についても、将来的、長期的に検討していくことを示したところでございます。

4 ページの診療所再編方針の概要に、今御説明しました内容を集約してございますので、お目通しいただければと思います。

○委員長（帯田裕達） ただいま説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） そもそも上甌平良出張診療所、上甌浦内出張診療所を廃止ということで、住民への説明会はされたと思うんですが、住民説明会のこの様子などをちょっと教えていただけますか。

○市民健康課長（黒木 諭） 平良出張診療所と浦内出張診療所につきましては、これまで医療施設を進める上での基本となっていたのは、一体化方針の中で住民の方が中心となつてつくった方針でございます。その中で、既に出ておまして、住民の方については理解していただけていると思います。

なお、両診療所につきましては、休止後しっかりと送迎を毎日実施して対応しているところでございます。

○委員（井上勝博） はい、分かりました。

先ほどの検査のことなんですが、高齢者施設がやっぱりもし仮にクラスターが発生したら、大変なことになるわけですが、だからといって自分から積極的に検査を受けるってなると、何か自分のところで発生したというふうに思われるんじゃないかという、そういう気持ちも出てきて、積極的に受けたいという気持ちは余りないかもしれませんよね。

だから、そこら辺が非常にやっぱり問題で、行政側からやっぱりどんどん受けてくださいということで、プッシュ型の検査ですよね。そういうやり方にしないと、やっぱり気後れする、検査を受

けること自体が何か勇気がいるっていう、今無症状の人は、インターネットで予約すれば、駅のその木下グループでどろどろできるわけです。

私自身もやりましたし、親族も、その日の何時間後に検査が受けられたということで、非常にそれはみんなだんだん分かってきていて、結構多かったです。だけど、実際既設の検査となると、その世間の目というのも心配になるわけで、自分の施設から検査をさせていただいていうふうに申し込んだという情報はあるんですか。その辺は把握できているんですか。

○市民健康課長（黒木 諭） 施設側が利用されている事業につきましては、先ほど申しました県事業になるんですけども、申請があったということはお聞きしていますが、どのくらいあったとか、何件あったという部分については、ちょっと把握していないところでございます。

○委員（井上勝博） やっぱり私も施設の方に聞いているんですが、そういうことはありがたいんだけどというような、勇気がいるような話をされます。ですので、やっぱり早くプッシュ型に切り替えていただいて、学校でのクラスターも多いんですけども、学校でのこの子どもたちは感染しても、症状は軽いというふうにも聞いているわけだけど、高齢者施設の場合は深刻ですので、あと高齢者、障害者施設については、プッシュ型になるように県のほうに要請されているというお話ですけども、そこは十分積極的な取組をしていただきたいということを改めて要望というか、意見としておきます。よろしくお願いします。

○委員（福田俊一郎） 委員会資料の説明の中にあると思って、予算のところではお尋ねしなかったんですけども、下甌の歯科診療所の下甌長浜診療所への移設についてでありますけれども、長浜診療所の状況等を見ますと、やはり敷地が大変狭いというところがあると思うんですが、今回のこの診療所の予算については、増築になるのか、これは新たに建屋をつくっていくのか、あるいは、その位置的にはどの辺に増していくのか。

そしてまた、来院者の駐車場、あれだけ狭い敷地の中に建屋を造ると、駐車場も必要になってくるんじゃないかと思うんです。全体的に見ると、あそこは市有地なのか、県有地なのかというのを含めて、あと周りが県有地であれば港ですか、港

湾ですから、県の所有かというふうに思うんですけども、駐車場等も今後そういう県との契約等もあり得るのかということも、御回答いただければと思います。

○市民健康課長（黒木 諭） 下甕歯科診療所につきましては、今、青瀬のほうにございまして、議員御案内のとおり、2階に診療所がある状況で、かなり手狭で駐車場もほばない状態です。

そこを長浜診療所に移設するんですが、既存の診療所の建物を利用しまして、面積を広げるような増築は考えていません。

今、長浜診療所が出張診療所の状態になりまして、週に2日でございますが、出張診療所は継続しておりますので、あの既存の面積を有効活用しまして、中を診療所を行うスペースと歯科診療所を行うスペースに分けて、既存の診療所よりは広く使いやすくなるように改修できると考えております。

あと土地については、県の土地でございまして、借用している状態で、現在、県においては、それを市に譲渡するとか、そういったのはないところでございます。駐車場も十分確保できると考えております。

○委員（溝上一樹） 診療所の再編の件について、今ちょっと説明をお伺いしたんですけど、診療所の廃止を送迎等でカバーしていただくということなんですけど、里なども出張診療所ということで、なかなか急な容体の悪くなった方々への対応は、ある程度縮小してしまうと思うんですけど、そういう地域への細かな送迎等も含めての対応等も検討されておりますか。

○市民健康課長（黒木 諭） 上甕島診療所を新設しますと、里におられるドクター、それから鹿島におられるドクターも新たな診療所に原則は入られる形にはなります。

ただし、先ほど説明しましたとおり、里診療所と鹿島診療所の出張診療所、それから救急な部分というものには、しっかりと対応していかないといけないと考えておりますので、今後医療体制についての来年度の調査であったり、再来年度に基本構想計画を地域の方、それからドクターも一緒になって協議をする中では、そういうものもしっかり協議していきたいと考えております。

○委員（溝上一樹） ありがとうございます。ち

よっと僕も島に住んでいて、高齢化によって老々介護等の方々が増えてきて、なかなか車の移動も不可能な状況で、本当は地域一丸となってみんなで助け合っていこうとは思っているんですけど、その辺の細かな対策もよろしくお願いします。

あとちょっともう一点、新型コロナウイルスの情報発信についてお伺いしたいと思うんですけど、今現在本市から甕島に限った公式なコロナウイルス感染者の発生情報等はないと思うんですけど、薩摩川内市一くくりになっている現状だと思うんですけど、まずは本市でもLINEだったり、ホームページ等で情報発信に御尽力いただいておりますが、今後甕島地域に対しての何か特別というか、今後、変化のあるような情報公開について、何かしらお考えがあればちょっとお聞かせしてください。

○市民健康課長（黒木 諭） コロナウイルス感染者の情報発信については、これまでも本会議であったり、委員会でも数多く質問していただいて、回答としては繰り返しになるんですけども、現状においては県が発出する年齢、性別、それから市町村区の居住地という部分にとどめてくれと。県に相談は随時しているんですけども、現在はそういった状態です。

やはり個人情報の関連、感染者の特定等につながるということを懸念された制度になっておりますので、現在においては、それを越える情報発信については、市としては厳しいのかなと考えています。

○委員（溝上一樹） 個人的な感情でもなく、情報公開してくれとか、しないでくれとか、そういうことを伝えたいわけではなく、ちょっと現状少なからず情報が漏れているわけであって、それも公式ではないので、正解か不正解か分からないんですけど、本市が公式な情報を甕島のみに限って発信していないにもかかわらず、甕島の地域では防災無線等で各団体は身近でコロナが出ていますと発信している状況があるんです。これに対して情報の統一性もないし、また甕島のような人と人のつながりの強い離島では、逆にそういう風評が広がっている。正直コロナ感染者が出て風評を受けている、心配をされている方の相談も受けたんですけど、本当に風評が厳しい。

こんなの言ったら悪いですけど、内地に住んで

いる方には分からないぐらいの風評があると感じてほしい、当局の皆様もそこを強く感じてほしいんですけど、情報公開には賛否あると思うんですけど、コロナに対しても以前とはよくも悪くも状態は変わっておりますので、もう1年前、2年前に決めたことをずっとやっているのもおかしいと。情報公開をしてしまえば、もうプラスもマイナスもあると思うんで、その辺はある程度もう少し感染された方、身近な方が感染された方のことも、きめ細かに考えていただいて、する・しないなり、じゃあほかの団体がそういう発信をした場合のきめ細かな対応だったり、そういうところの対策をもう少しお願いしたいと思います。

○市民健康課長（黒木 諭） 発信ができるかできないかについては、もう先ほどの答のとおり弁でございます。ちょっと防災無線を使つての放送があったという話は、ちょっと我々も初めて聞いたんで、地区コミあたりがされたのかなと考えておるところですが、市においては、現状はできていない状態。

おっしゃった件につきましては、やはりコロナも変わってきていますので、基準等の見直し、国、県の考え等が変わってくるとすれば、我々もそれに対応してしっかりとした発信に努めたいと思います。

○委員（溝上一樹） すいません。今の答弁でちょっと気になったんですけど、これ市の職員なんかも当然聞いているわけですよ。市が把握していない、それ情報連絡の体制だったり、このコロナの風評って本当すごい問題だと思うんですよ。

今の答弁で全然聞いていないっておっしゃられると。

○市民健康課長（黒木 諭） 私が今言ったのは、防災無線を使った放送があったということをと意味でございました。

○委員（溝上一樹） いや、だからそこです。島に住んでおられる方の例えば振興局長なり、自宅で防災無線の発信があるわけですから、市民は専門家じゃないんで、それを聞いて真に受けたりするわけであって、最低でも市の職員だったら、そういう防災無線の放送がありますよと、甑島で、この地区で。それをこっちの本部に伝わるような情報体系とか、そういうのを確立してもらわないと、ということですよ。

○医療福祉対策監（古里洋一郎） 甑島の中ですいません、感染が出たから放送したという事実は、確認しておりません。ただ、島内での島外からの往来がやっぱり多い。あるいは、薩摩川内市内で感染が広がってきた。第6波が広がってきたので、甑島においては特に医療が脆弱であるので、感染を徹底していきましょうというような方向での放送というのは、当然あり得ると思います。

だから、感染が出たからの放送ではなくて、全国的薩摩川内市でも感染が広がってきたので、皆さん一緒に感染対策をしていきましょうというような放送というのは、私もそういうことをしたというのは聞いておりますので、ただそのスタートの違いがちょっとあったのかなと思っておりますので、今後も先ほど言いました局長とかいっちゃいますので、またそこは連携を図りながら、どこまでの放送の内容か等も含めて、検討はちょっとしていきたいとは思いますが、そういう状況の報告でございました。

○委員（溝上一樹） 私も一議員、一島民としまして、その放送を何回も何回も聞いております。今対策監から説明のあったとおり、発信側だったり、本市はそのような感じ方、受け取り方、考え方だと思うんですけど、多分島民は180度違います。

その辺を再度どういう内容で放送されたのか、それを聞いてどう思ったのか、放送がいい、悪い関係なしに、その放送をこういう形で放送したほうが不安をあおらないとか、そういう指導だったり連携だったりを強く要望したいと思います。

○委員（阿久根憲造） 本会議等でワクチンの接種率が50%台までにきているということで、高くも低くもない数字だと思うんですけど、最近鹿児島県においても、市においても、徐々に感染者の数、陽性者の数が減ってきているのを見ると、判断はまだ早計だと思うんですけど、ある程度効果が出てきているんだろうなというふうに感じております。

そのワクチンの接種券の送付、先ほど井上委員のほうの質問等であつたんですけど、半年経過したらもうもらえるということなんで、要するに、昨年8月の段階でワクチンを受けた方は、3月の段階で接種券を受け取れるというのかっていうことと、あと集団接種、医療機関の接種、今後も続

けようと思うんですけど、4月以降も計画していくのかというところですね、この辺についてお願いします。

○課長代理（久保淳一） 今ございました8月31日の方につきましては、今日から接種券を送付させていただいておりますので、今日、明日、来週初めには届くと思います。

それと、集団接種につきましては、4月以降にも保健センター、それと地域の入来文化ホール、それと大会場でのサンアリーナさんだも計画させていただいておりますので、またよろしく願いたいと思います。

○委員（阿久根憲造） ありがとうございます。あと、本会議のほうで質問させていただいた治療薬の件なんですけれども、治療薬で今現在2製剤ございます。

いずれにしても国が管理する薬で、薬局等に在庫はあっても、あくまでも国のものですよということで、一応使用とか調剤した後の報告など、結構厳しい管理を要求されていて、これは薬局は処方箋を前提に在庫をしているわけなんですけれども、医療施設、例えば甑島の診療所は上とか下で、例えば登録とか、今後塩野義さんも多分治療薬を出されると思うんですけど、そのときは強く申請して、在庫をしておいたほうがいいんじゃないかなということは、個人的に思うんですけど、そのあたりはどうでしょうか。

別にお医者さんが注文しないといけないとかっていうことはなくて、診療所の施設の事務部門の方で多分手上げとかできると思いますし、相談窓口は鹿児島県のコロナ対策のところだと思うんですけど、そういったところに強く相談を持ちかけてほしいなと思いますけど、いかがですか。

○医療福祉対策監（古里洋一郎） 一般質問でも阿久根委員のほうでいろいろと治療薬とか、経口薬等について質疑とかしていただきました。

市のほうでは、なかなかその情報というのは実際入っていません。ある程度やっぱり県の医師会等、やっぱり医師会同士、あるいは薬剤師会の方等での流れであって、ちょっとこちらのほうには情報が少ないところでございます。

ただ、答弁しましたとおり、市のほうでは調整会議等を定期的に開催して、阿久根委員も副会長として薬剤師から3名入っていただいております。

その中でも、いつも情報を頂いております。今回も、また次回早いうちに会議を開く予定がありますので、その中でまたそういう情報を教えていただいて、そして市として医師会長もいらっしゃいますので、郡の医師会長もいらっしゃいますので、どういう体制を取ればいいのかというのを、ちょっと協議させていただいて、診療所におけるそういう薬等の対応というのは、逆に協議をさせていただきたいと思っております。

○委員（阿久根憲造） ありがとうございます。

○委員（犬井美香） 最後に1点だけ。甑島診療所の再編についてなんですけれども、供用開始が令和8年以降に延期されたということで、次年度の予算にもちょっと調査事業などが上がってはいたんですが、ちょっとそのあたりのスケジュール感というのを、少し大枠でいいので令和8年供用開始に向けて、どういうその調査事業がどのくらい行われてという、ちょっと大まかなスケジュール感が分かれば教えていただきたいです。

○市民健康課長（黒木 諭） 診療所再編のスケジュール等々についてでございます。

一般質問でも市長が答弁したところでございますが、現在、来年の当初予算で予算要求させていただいております事前調査におきましては、人口動態であったり、入院患者の推移、それから疾病の状況、さらには診療所の財務状況、そして建物、それから診療機器の状況等々も調べて、どういった体制の新たな診療所が必要なのか、規模であったり、診療科目等についても専用のコンサルに助言を頂く、提示を頂くと考えております。

提示いただいたこの調査をもって、令和5年度には島民の方、それから診療所のお医者様等をメンバーとします基本構想計画の検討委員会というのを立ち上げます。その中で、その調査を基にさらに検討、審議を深めていきたいと考えております。

そして、令和5年度中には基本設計に入って、さらに令和6年度で実施設計、それから令和6年度のうちに工事着手に入った上で、令和7年度末の完成を目指して令和8年4月の開業を目指したいというスケジュールを想定しているところです。

○委員（犬井美香） ありがとうございます。これまでも多分甑はひとつ推進課も含めた中で、一体化方針を作成されたので、その中でいろいろ多

分検討はされてきたと思うんですけれども、結局またさらに後ろに押しているということなので、このやっぱり医療提供体制というのは、本当に早急に多分溝上委員も言われたように、透析患者のとかっていうところも、やっぱり救急を要するものではあると思うので、こういうスケジュール感というのは、もちろん分かった上でなんです、これ以上もう押していかないような形というのは、今までの検討の中で何が問題だったのかってのが、ちょっと今はもう聞けないところなんですけれども、今後そういう不具合がなるべく起きないような形で、スケジュール感をきちんと守れるように、また頑張ってくださいと思いますので、はい。

○市民健康課長（黒木 諭） 甌島一体化方針では、短期と中期の目標を掲げていまして、中期がそのいわゆる上甌に新たな診療所の建設を行う。これは、令和8年の4月といいますか、短期の目標が、まず建屋は新設せずに、機能のみをまず里、鹿島の診療所に、ドクターであったり、医療従事者を上甌に集約するというのは、令和3年4月。

そこから、そこで集約したあと5年後に、新診療所を建設する。要は令和8年4月に建設するという状態になっていましたので、それを短期でなかなか診療所自体を新設しない中、集約することが医療従事者の不足等も含めて厳しかったものが、ちょっと遅れているということで、この今説明しました新規の診療所の建設、開設というものは、今のところ遅れていない状況でございます。

○委員長（帯田裕達） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、市民健康課の審査を終わります。

ここで、休憩します。再開は、おおむね13時15分とします。

~~~~~

午後0時 5分休憩

~~~~~

午後1時12分開議

~~~~~

**○委員長（帯田裕達）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△障害・社会福祉課の審査

**○委員長（帯田裕達）** 次は、障害・社会福祉課の審査に入ります。

**○医療福祉対策監（古里洋一郎）** 1点報告させていただきます。本日、障害・社会福祉課の南課長のほうが身内に不幸がございまして、本日の委員会のほうには欠席となっております。申し訳ございません。本日、説明のほうにつきましては、紙屋代理のほうで説明し、質疑につきましては、代理、主幹、グループ長で答弁させていただきたいと思います。報告でございます。

△議案第21号 薩摩川内市手話言語等コミュニケーション手段の普及と利用の促進に関する条例の制定について

**○委員長（帯田裕達）** まず、議案第21号薩摩川内市手話言語等コミュニケーション手段の普及と利用の促進に関する条例の制定についてを議題とします。

当局に補足説明を求めます。

**○課長代理（紙屋一朗）** 市民福祉部の議会資料の3ページをお開きください。

条例制定の必要性ですが、手話言語に対する認識が高まっている中、SDGsの理念である誰一人取り残さないことを具現化するため、障害者全体のコミュニケーション手段全体の普及・啓発が必要となったことが背景にあります。

条例では、前文を設けており、手話が独自の言語であること、手話を含むコミュニケーション手段を用いた意思疎通は、共生社会の責務であることを述べた上で、障害の有無にかかわらず意思の疎通が行われることにより、共生社会を実現するために条例を制定することを記載しております。

障害者のコミュニケーション手段は、手話、音訳、点字など様々ありますが、障害の特性に応じて異なることから、条例の中では、障害の特性に応じたコミュニケーション手段と表現しているところです。

基本理念では、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進と、手段の確保に関して、基本となる考え方を定めてあります。

そのほか、市の責務、市民や事業者の役割を定めた上で、施策の推進においては、理解促進、普及啓発、学習機会の確保、情報発信、支援者の育

成・確保などを実施することを規定しているところと  
ろです。

手話言語条例は、県内では、鹿児島県などが制定しておりますが、障害者全体に及ぶこのような条例は県内では初めてと考えており、この条例の制定をきっかけにして、普及・啓発や利用促進など、更に取り組んでいきたいと考えているところと  
ろです。

○委員長（帯田裕達）ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）この条例は、歓迎すべきものだというふうに思うんですが、具体的にこの条例が制定されて、例えばいろんな学習会に手話をお願いするとかというときに助成金を出すとか、そんな具体的なイメージを持っていいんでしょうか。

○課長代理（紙屋一朗）具体的には拡充をしておりますして、また、予算の説明でもいたしますが、手話の利用の拡充をしております。

○医療福祉対策監（古里洋一郎）少し補足させていただきたいと思います。

主に今回条例を制定しまして、3点の施策を推進していこうと考えております。

1点目は、理解促進、普及啓発、学習の機会の確保ということで、これまでも実施していますけれども、少し拡充していこうと思っています。

あとは市政情報を発信、コミュニケーション支援者の育成・確保ということで、具体的には、これまでも行っていますけど、奉仕員等の養成と奉仕員の派遣、広報紙での点訳等、少し事業拡大していきながら、まずは市民のほうにこういう手話があるというのを周知していきたいきっかけになればというふうに考えているところでございます。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

これより、討論・採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第39号 令和4年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（帯田裕達）次に、審査を一時中止しておりました議案第39号を議題といたします。当局に補足説明を求めます。

○課長代理（紙屋一朗）歳出から説明いたします。予算調書の145ページをお開きください。

まず、上段、市民相談事務費は、前年度と同様の予算計上となっております。

次に下段、社会福祉管理運営費です。社会福祉事務嘱託員は民生委員に併任していただいておりますが、民生委員については、現在の任期が本年11月末であることから、一斉改選が予定されております。その際、担当世帯数の平準化を図るため、担当地区を見直すこととしておりますが、担当が300世帯を超える大規模な地区もあることから、これらを解消するため、次期の民生委員は、7人を増やして299人としております。

次ページです。上段の社会福祉施設管理費は、前年度と同様な予算計上となっております。

次に下段、生活困窮者自立支援事業費ですが、社会福祉協議会に委託している自立相談支援事業は、新型コロナの影響で相談が増えておりますので、相談員を一人増やすこととしております。

次ページから148ページまでは、前年度と同様の予算計上となっております。

次に、149ページ、上段、地域生活支援事業費ですが、手話言語等コミュニケーション手段の利用促進等に係る事業費などを計上しております。手話通訳業務専門員の配置や手話・音訳奉仕員等養成講座は、これまでも実施しているところですが、今回の条例制定を機に、拡充を行うこととしております。具体的には、手話通訳者の派遣要件の緩和、小学校での手話体験の出前講座開催、手話養成講座の拡充、点字プリンターの更新などであり、130万円ほど増額しております。

また、4行目にある相談支援事業業務委託は、障害者の基幹相談支援センターを、現在、3事業

所に委託して実施しておりますが、来年度は、つくし園の協力を得て、児童を専門とする基幹相談センターを新たに立ち上げたいと考えており、その経費を増額しております。

次に下段、障害児通所支援事業費から150ページまでにつきましては、前年度と同様な予算計上となっております。

次に、151ページ上段、女性・家庭・児童相談費につきましては、相談員を2名増員するとともに、ヤングケアラー実態調査・啓発業務を委託して行います。これは、小学5年生から高校生まで約8,000人を対象に、国の実態調査に準じたアンケート調査を実施するもので、ヤングケアラーの実態を把握したいと考えております。また、調査に当たっては、児童・生徒または教員に対する啓発を併せてできるように工夫したいと考えております。

また、家庭児童相談システム導入業務委託は、現在、利用しているシステムを更新するものです。

次に、下段、母子生活支援施設措置費から、次ページの上段、災害救助費までにつきましては、前年度と同様な予算計上となっております。

続きまして、歳入になります。予算調書は42ページをお開きください。42ページから44ページにかけて歳入予算を記載してありますが、扶助費等の国県負担金が主であり、それぞれ歳出に対応して増減しております。

○委員長（帯田裕達） 当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎） 点字プリンターの購入について、今説明も頂きましたが、少し点字プリンターの購入について、説明を詳しく頂ければと思います。新規で購入をされると思うんですが、設置先、あと点字プリンターの恐らく1個なんでしょうけれども、個数、それから、今までの点字プリンターについては、どういうふうな対応をされるのかについてお尋ねしたいと思います。

○障害福祉グループ長（家吉竜二） 点字プリンターにつきましては、1台購入を考えておまして、設置につきましては、サン・アビリティーズ川内のほうに設置を考えております。

点字の主な活用方法といたしましては、現在では、月2回の広報紙の点字につきまして、広報室のほうから広報紙の点字の委託をされて、月2回

発行しているというふうな状況でございます。

○委員（福田俊一郎） その古い機種はどうされますか。サン・アビリティーズ川内に点字プリンターが1台あると思うんですが、その機種はどうされますか。

○障害福祉グループ長（家吉竜二） 今、現在ある物につきましても、まだ使える間は使うという話を伺っております。点字作業をされた場合に、どうしてもその点字を打った後のほこりが精密機械の中の内部まで入ってきて、古い分については、いつ壊れるか分からない状態であるので、まだその壊れる前に新しい物を購入して、使える間はその分も使っていきたいというふうに聞いているところでございます。

○委員長（帯田裕達） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（帯田裕達） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○課長代理（紙屋一郎） 委員会資料の5ページを御覧ください。

まず、1点目、子ども家庭総合支援拠点の設置についての報告です。

設置根拠ですが、平成28年の児童福祉法の改正により、児童や妊産婦等の福祉について支援業務の強化を図るため、拠点整備が努力義務となっております。具体的には、子ども家庭支援全般に係るものをはじめ、要支援児童や要保護児童等の支援業務を行うものですが、既に相談員等が行っているものです。

また、障害・社会福祉課において、現在の女性・家庭生活支援相談員の中で、子ども家庭支援員等の資格を持つ相談員が対応することとなります。

設置は、4月1日を考えております。

なお、支援体制については、イメージ図を示しておりますので、御参照ください。

今回の設置について改めて申しますと、業務内容的には既に実施しているものの、設置に当たり

有資格者が必要となるため、これまで設置ができませんでしたが、講習会を受講することで、相談員が子ども家庭支援員の資格を得ることができたため、このたび拠点を設置することとなったものです。

次に、6ページです。薩摩川内市成年後見制度利用促進基本計画（案）についてです。

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき策定するもので、来年度から5年間の計画となっております。

計画の基本的な考え方については、ポイントを4点載せておりますが、二つ目の黒丸にありますように、社会福祉協議会の権利擁護センターがその実務を担っていることから、同センターの経験と実績を生かしつつ、三つ目の黒丸にありますように、中核機関の機能の整備を段階的に行うこととしております。

詳細には資料を御覧いただきたいと思います。本計画につきましては、2月末でパブリックコメントの終了しましたので、今月中に計画を決定したいと考えているところです。

次に資料はありませんが、非課税世帯等に対する臨時特別給付金の進捗状況について報告します。

非課税世帯分につきましては、2月15日に確認書を約1万4,000件送付しまして、現在、その返送がある状況で、昨日現在で約1万1,000件、約80%の返送があり、随時支給の処理を行っております。

また、家計急変世帯についても3月1日から受付を行っております。昨日現在で17件の申請があったところです。

**○委員長（帯田裕達）** ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（福田俊一郎）** 今回、この子ども家庭総合支援拠点の設置については目玉でしょうし、担当課も力を入れておられると思うんですけども、設置場所につきましては、障害・社会福祉課内に拠点を設けるということで、中で相談員の方々が兼務されてという体制であります。何人体制で、平日、毎日対応されるのかどうかについてお尋ねしておきたいと思っております。

**○課長代理（紙屋一朗）** 現在6名で今度2名増員になりますので、4年度から8名体制に、

それに私と加治屋主幹のほうも、生活保護にいた関係で対応しているところです。全部では令和4年度以降は10名で対応できるかと考えております。

**○委員長（帯田裕達）** ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（帯田裕達）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、障害・社会福祉課の審査を終わります。

---

#### △市民課の審査

**○委員長（帯田裕達）** 次は、市民課の審査に入ります。

---

#### △議案第39号 令和4年度薩摩川内市一般会計予算

**○委員長（帯田裕達）** まず、審査を一時中止しておりました議案第39号を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

**○市民課長（西田光寛）** それでは、歳出のほうから説明いたします。

予算調書の124ページをお開きください。

上段の事項、市民政策調整費は主に課内、部内の人件費、下段の、市民相談事務費は人権教育・啓発等に係る経費、125ページの上段、交通災害共済事業費は交通災害共済事業に係る経費で、前年度と同内容の予算計上となっておりますが、市民政策調整費の電話交換業務に係る行政事務専門員の報酬等4人分が、業務見直しにより財産活用推進課に移管しました。

下段の戸籍住民基本台帳費は、戸籍と住民基本台帳事務に係る経費で、前年度と同内容の予算計上となっておりますが、国が構築中の戸籍情報連携システム構築が最終年度となり、副本記録情報の参照、届け出等情報の連携、広域交付、届け出等情報に係る内容についての証明書の交付に係るシステム変更を行うこととしております。

次の126ページ上段の住民基本台帳ネットワークシステム事業費は、前年度と同様の予算計上、下段の個人番号事業費は、ほとんどが前年度と同内容の予算計上となっておりますが、デジタル庁発足によりJ-LISへの交付金の支払いを国が直接交付することとなったため、前年比約7,000万円の減額となりました。

続きまして、歳入について説明いたします。

予算調書の34ページページ、35ページです。

戸籍手数料、住民基本台帳手数料など、前年度と同内容の予算計上となっておりますが、国庫支出金におきまして、先ほどと同様、J-LISへの交付金の支払いを国が直接交付することとなったため、前年比約7,000万円の減額となっております。

なお、特別な予算を要しない新規事業としまして、令和4年度から死亡者の遺族が行う諸手続をワンストップで行うおくやみコーナーの設置を関係各課協力の下、市民課の6番窓口に設置する予定です。

マイナンバー事業としまして、情報政策課、行政改革推進課と連携しまして、マイナンバーの出張申請受付を開始する予定です。おおむね5名以上の団体等での申込みに対応する予定で、この2件につきましては、本日発行3月10日号の広報紙等で周知を図ることとしております。

**○委員長（帯田裕達）** ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）** このマイナンバーの件なんですけど、ちょっと普及促進のためということで、ポイントをあげるからカードを作りなさいとか、それから、いろんなひもづけをしなさいとかということで、そういう方々にポイントをあげたりするというふうにして、それを市が支援していると。それで、では、一体どのぐらいの人たちがひもづけされたりしているのかというのを聞いたら、それはもう分かりませんという話で、国のほうで全部やっていますと。市のほうとしては、ただ相談窓口を設けて、そこでお手伝いしているだけだという話なんですけど、このマイナンバーカードとひもづけするとかということが、市にとって一体何を意味するのかということが、よくわけが分からないというのか、行政効率化を目指すというふうになっているんだけど、実際それが行政効率になっているのか、効率化されているのかどうか、大体どれだけ登録されているのかも分からないという状況の下で、どうやって効率化ということが言えるんでしょうか。ちょっとその辺がよく分からないところなんですけど。

**○市民課長（西田光寛）** ただいまの質問でご

ざいますけれども、市民課としましては、あくまでも申請があつて、それに対して交付を行う事務だけを担当課としております。今お尋ねの分につきましては、行政改革推進課及び情報政策課のほうにお尋ねいただければと思います。

**○委員（溝上一樹）** マイナンバーカードの訪問して5名以上のところで申請ができるということで、これは、甑島の離島でも同じ制度ですか。

**○市民課長（西田光寛）** 同じ対応をしたいというふうに考えておりますけれども、今どのくらい来るかはちょっと手探り状態でございますので、申請状況を見極めてから対応のほうはしていきたいというふうに思っております。

**○委員（溝上一樹）** ちょっと島民のほうからも、積極的にマイナンバーを作りたいという、ちょっと高齢者の方とかもおられるんですけども、実際、支所の再編によってサービスセンターになっているんですけど、僕も支所の当時作ったんですけど、そのサービスセンターになっても、その申請のサービスは受けられるんですか。

**○市民課長（西田光寛）** そのようにする予定でございます。

**○委員長（帯田裕達）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）** 質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

**○委員長（帯田裕達）** 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）** 質疑はないと認めます。

以上で、市民課の審査を終わります。

---

#### △環境課の審査

**○委員長（帯田裕達）** 次は、環境課の審査に入ります。

---

△議案第39号 令和4年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（帯田裕達） まず、審査を一時中止しておりました議案第３９号を議題といたします。  
当局の補足説明を求めます。

○環境課長（奥平幸雄） 始めに歳出について説明いたします。

予算調書の１２７ページをお開きいただきたいと思います。

上段、災害救助費から、下段の狂犬病予防事務費については、前年度と同内容の予算計上となっております。

調書１２８ページ上段、環境総務一般管理費は、３６５万３、０００円の増額となっておりますが、これについては、共同墓地特別災害復旧補助金を災害予防応急対策費から移し替えによるものが主なものであります。

次に、下段、環境保全対策費は２３５万２、０００円の増額となっておりますが、蘭牟田池生態系調査業務委託に伴う２００万円が主なものであります。

調書１２９ページ、上段、地球温暖化対策費委託料４２７万５、０００円のうち、４００万円は新規事業であり、その内容は事業概要の５１ページ、下段に記載してありますので、詳細の内容は御覧ください。

下段、花いっぱいまちづくり推進事業費については、前年度と同内容の予算計上となっております。

調書１３０ページ、上段、公害対策費から調書１３３ページ、上段、環境美化推進事業費については、前年度と同内容の予算計上。

調書１３３ページ、下段の一般廃棄物処理費については、７０６万３、０００円の増額となっております。その主なものは、一般廃棄物の収集業務委託等の公共単価等の改定による増額であります。

調書１３４ページの上段、資源ごみ分別推進事業費については、３７８万４、０００円の減額となっており、地区コミ分別報奨金の原資となる資源ごみの売払収入が減少したことにより報奨金支払額が減額となるものです。

下段、クリーンセンター管理費については、２、６６７万４、０００円の増額となっており、川内クリーンセンターの管理運営業務の委託料に伴う、年次的に計画しております施設補修費が令和４年度は２、４１４万８、０００円の増額になるこ

とが主な要因です。

次の１３５ページ、上段、最終処分場管理費、下段の上甕投入施設管理費については、前年度と同内容の予算計上となっております。

調書１３６ページ、上段、下甕環境センター管理費については、２８６万３、０００円の減額となっております。その主なものは、し尿中継槽ほか５槽の清掃業務委託２４６万６、０００円の減額が主な要因であります。

下段、汚泥再生処理センター施設管理費については、５、１５１万円の増額となっておりますが、川内汚泥再生処理センターの管理運営業務委託料に伴う、年次的に計画しております施設補修費の増額が主な要因であります。

続きまして、歳入について説明いたします。

予算調書の３６ページをお開きいただきたいと思います。

使用料、手数料は前年度と同内容の予算計上となっております。

調書３７ページ、県補助金、県委託金、財産運用収入も、前年度と同様の予算計上となっております。

財産売払収入、物品売払収入、予算額９３７万３、０００円は、１３４万５、０００円の減額となっており、資源ごみの売払収入の減少が見込まれることが減額の要因です。

調書３８ページ、雑入、予算額８１３万３、０００円は、３００万６、０００円の増額となっておりますが、地球温暖化対策実行計画策定事業に伴う補助金が要因であります。

その他の収入は、前年度と同内容の予算計上となっております。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） ちょっと資源ごみの売払収入が減額ということで、コミュニティが何か関係しているとか、ちょっとよく説明が分からなかった。資源ごみの売払収入が減額の理由を教えてください。

○環境課長（奥平幸雄） 資源ごみの売払収入については、自治会が回収してクリーンセンターに持ってきたごみをまとめて売払って、その還元金を各地区コミに原資として返すということにし

ております。その自治会で集める資源ごみは年々少なくなっている状況であります。その理由としては、平成27年度ぐらいから、各地域に無料で回収するボックスが置かれていまして、また各スーパーなんかも、入り口等に無料で誰でもいつでも持ってこられるような回収ボックスがありますので、そちらのほうに流れていっているというのが、減収につながっている要因ではないかと考えているところであります。

○委員（井上勝博）その平成27年度からということなんですが、大体どのぐらいというのは、大まかでいいんですけど、減収はどのぐらい出ているのでしょうか。

○環境課長（奥平幸雄）令和元年度で1,800万円あったのが、令和3年度の実績見込みでいきますと、783万円程度になって、令和4年度では404万円の見込みを立てているところであります。

○委員（井上勝博）前コミュニティ会長と話したと時、困ったもんだと、その分いろんな運営費に支障が出てきているということなんですが、市民にしてみれば便利です、投げ捨てるだけです。だから、私も正直いって利用しなかったというわけじゃないんで、利用したときもあるわけで、しかし、それは一方で、こういうお金の面では減収がでくるということで、コミュニティの運営費を少なくしている関係が出てくるわけですが、これについては、どのように対策というか、対策の立てようがないということなのかなと思うんですが、その辺はどうお考えなのでしょうか。

○環境課長（奥平幸雄）対策といいましても、各地区コミの関係者と自治会の関係者にも、お金の流れというか、自治会に資源ごみが出されれば、また地元のほうに返ってきますよという、その周知を図っていくしか方法はないと考えているところであります。

○委員（井上勝博）私もそのとおりだと思うんです。実際お金が返ってきて、こういうふうに使われていますよということを住民にやっぱり宣伝していくということが大事なと思うんですが、そういうのはもうコミュニティに任せているということなんですか。環境課としては、コミュニティのほうでそういうふう頑張ってくださいというふうになるわけですか。

○環境課長（奥平幸雄）年度始めの自治会説明会がありますので、そのときには、事業概要の説明をして周知はしているところであります。

○委員（井上勝博）市民が理解しないと、資源ごみを捨てるのは市民ですから、市民が、これはちゃんとやっぱり自治会を通じてやったほうがいいんだなというふうな認識に立たなきゃいけないわけです。だから、何らかの例えばチラシを作るとかやって、やっぱりそういう実際の地域の活動にとってみて大事なんですよということを周知する必要があるんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○環境課長（奥平幸雄）今、チラシとか作って周知活動はしていない状況なんですけど、今後どういった方法で周知していくか、ちょっと研究、検討させていただきたいと思います。

○委員（犬井美香）すみません。資源ごみのことはちょっと言うつもりはなかったんですけど、考え方の一つとして、これはもうあくまでも個人の考え方なんですけど、民間の方々が設置してあるボックスというのは、先ほど言われたように、いつでも誰でも本当に使えるものなので、とても便利だと、私も思っています。

一方、自治会管理のものは、日曜日の8時から9時とか、そういうちょっと限定した時間があったり、そこに立ち会いの係が必要であったりということで、自治会の結構負担も割と大きいというふうには感じています。

ですので、考え方としては、本当に民間の方々が近いところまで本当に回収に行っていただく、ボックスもたくさん置いていただけるともっとありがたいのかなというふうには感じるんですが、一方で、やっぱり高齢者というのは、遠くまではなかなか持っていくことができないということで、自治会管理の仕方、その時間の設け方だったりとかということも、少しポイントにはなってくるのかなというふうに、立って1時間ぐらいみんなの指導をしながら、きちんと分別ができるようにということはすごく観点的には分かるんですけど、忙しい若い方々というのは、その日曜日の8時から9時の時間帯に子どものことでいなかったりとかということで、なかなか捨てられない現状とかということも反映されてああいうものがあって、だんだん減収ということにつながっていると、

私は思っているのですが、その辺りも少し考えていけるといいのかなというふうには感じています。

すみません。私がちょっとお尋ねしたかったのは、予算概要の53ページにある汚泥再生処理センターの中で、炭化製品の管理というのがあるんですけど、この炭化製品というのは、汚泥処理でできた菜生くんのことでしょうか。

○環境課長（奥平幸雄）そうです。

○委員（犬井美香）この菜生くんは、私、すごくこれは循環型社会という意味でもとても大事なものであって、薩摩川内市は、そういう意味ではすごいなというふうにはちょっと感じているところなんですけど、この菜生くんは、一体どれぐらい作られていて、どれぐらい売られているのか。歳入歳出ではないんですけど、そこを少し教えてください。

○環境課長（奥平幸雄）今はちょっと、すみません、数字を持ち合わせておりません。

○委員（犬井美香）ちょっと細かい数字過ぎて、ごめんなさい。ただ、本当に今から脱炭素を含め、この循環型社会というのは、とても大事なキーワードであると思うので、いろんな周知の仕方というものもあると思うんですけど、こういうことを、すぐもう市民にもっと広く知っていただけるように、周知もしてはいらっしゃると思うんですけど、すごくいい取組だと思うので、もっと環境課でもこういうこともしていてということアピールしていただけるといいのかなというふうに思いましたので、また後ほどちょっと数字的なものも教えていただけるとありがたいので、すみませんでした、突然ありがとうございます。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）新聞に掲載されましたけれ

ども、エコパークの関係で、県外からの産廃の搬入については、県の条例で、それ駄目ですよと禁止しているんだけど、実際は施行日が定まっていないということで新聞に掲載されましたが、やっぱり地元の方々は環境に影響が出てこないんだろうか、出るんじゃないだろうかということをお心配されているわけで、そういう県が施行日を決めていないということについて、これはきちんと市としてもやっぱり言うべきじゃないのかなと思うんですが、その辺については、市の考え方はどういうふうになっていますか。

○課長代理（原 暢幸）産業廃棄物に関しては、県の所管事務でございまして、県が所管している業務に市として、直接的にそういうことができるかというのは、ちょっと私どものほうでも分かっていないところでございます。

廃棄物につきましては、市の業務でございまして、私ども、薩摩川内市として、市外からの搬入を必ずないようにということで努めております。産廃については県のほうですので、エコパーク等を通じて、県のほうに御確認いただければというふうに思います。

○委員（井上勝博）協定では、県外からは持ち込まないというふうになっているわけで、ところが、県の条例は施行日が決まっていないということで、そこにおかしんじゃないかというふうに専門家の方からも意見が掲載されていたわけで、やっぱりその協定に従って条例もきちんとそうすべきなんじゃないのかなというふうに言わなきゃいけないんじゃないかなと思うんですが、産廃は確かに県の管轄ですが、しかし、協定を結んでいる市としても言う権利はあるんじゃないのかなと思うんですが、どうなのでしょう。

○環境課長代理（原 鴨幸）確かに、協定のほうでは県外からの搬入をしない、ということで原則的なことでうたってはございます。その点に関しては、県外から搬入されているかどうかということの確認はできていると思うんですけども、その県の条例に関して言うことが市が所管していないので、施行日が決まっていないということ等を県のほうに言えるかどうかというのはちょっと分からないところです。

○市民福祉部長（小柳津賢一）すみません、ちょっと担当課のほうの答弁がちょっと十分じゃ

ないかもしれませんが、どうやらちょっと条例の施行がなかったことについて、環境課もきちっと把握できていなかったようですので、状況を確認をして委員御指摘のとおり、協定上、きちっと我々としても言わなきゃいけないことがもしも出てくるのであれば、改めて庁内協議の上、エコパークとも協議をさせていただければなと思いますけど、いかがでしょうか。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、環境課の審査を終わります。

---

△保険年金課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、保険年金課の審査に入ります。

---

△議案第17号 薩摩川内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（帯田裕達）まず、議案第17号薩摩川内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○税務課長（佐多誠一）議案つづりその2、17-1ページでございます。

議案に関連いたしまして、議会資料を提出してございますので、総務部議会資料の3ページをお開きください。

1番、改正の概要でございますが、第28条の改正関係に関しまして、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国民健康保険税の未就学児に係る被保険者均等割額を軽減することとしたものでございます。

対象は、全世帯の未就学児であり、未就学児とは、6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者でございます。

軽減内容といたしましては、未就学児に係る均等割額の5割を軽減するものでございます。

軽減の具体例をウの未就学児の軽減額等の表で御説明いたします。

表の左から2列目に現行の制度を記載しておりますが、世帯の所得に応じまして2割、5割、

7割を軽減する制度がございます。この一番上の行の軽減なし世帯の未就学児の例と一番下の行の7割軽減世帯の未就学児の例で御説明いたします。

均等割額、医療分と支援分の計2万9,000円のうち、軽減なし世帯の未就学児につきましては、軽減割合5割で、結果、一番右の軽減後の均等割額は1万4,500円になります。

同じく均等割額、医療分と支援分の計2万9,000円とした場合、7割軽減世帯の未就学児につきましては、残りの3割についてその5割を軽減するものでございます。現行制度で均等割額が7割の2万300円軽減された場合、残りの3割でございます8,700円から更に5割軽減され、軽減後の均等割額は4,350円となります。結果、7割軽減世帯の未就学児につきましては、8.5割が軽減されたこととなります。

この軽減制度による減収分は、エの負担割合に記載のとおり、市は4分の1の負担となっております。

なお、令和4年1月1日現在の試算でございますが、軽減の影響額は340万1,700円と試算しておりまして、市の財政負担は4分の1の85万425円と試算しております。

その他法律改正に合わせまして、所要の規定の整備を行います。

施行期日は、令和4年4月1日でございます。

○委員長（帯田裕達）ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）以前から少子化ということで、国保の世帯に子どもが生まれれば、国保税が高くなるという本当に少子化を懸念しているんだろうかと、逆に課税するというおかしな話じゃないかということで、非常に大きな問題になっていて、今回は、不十分ながら5割軽減ということで、一歩前進なんですけども、少子化を本当に深刻に考えて、子育てしやすい環境をもっと充実させるという点では、今、聞いたら金額も市の負担が85万円ということなんですけども、もっと子どもはもうどんどん負担がないようにしましょうよっていうふうにすべきであるわけで、均等割はなくすと、子どもはなくすということぐらい思い切ったこともやってもいいんじゃないのかと思うんですが、これは議案ですから、これはこれで歓迎する

んですが、一方で今後の考え方としても教えていただければと思います。

**○税務課長（佐多誠一）** 議員の御意見としましては理解はできるんですけれども、今回そういう子育て世帯の経済的負担軽減ということで、こういう制度が国のほうで設定されております。

実際にいろいろ他市の状況を見てみますと、ほかの市につきましては、例えば高校生までを少し軽減するとかいろんな制度を設けてございますけれども、今回、この制度におきましていろいろといたしましたけれども、例えば今6歳以下という形で均等割軽減の制度がセットされておりますが、これ以上拡充した市というのは、確認できておりません。

ですので、実際には国の法律に基づくしか、税務課としては対応できないというところで、御理解いただけたらと思います。

**○委員（井上勝博）** それはもう国の制度で、今回は、国もお金を出すということで、できるということなんです、今後の問題としては、少子高齢化と、私は少子化のほうが問題かと思うんですけれども、少子化ということを問題にする、本当に真剣に課題として考えるならば、国保税のこういう均等割自身をなくすべきだということを意見として申し上げます。

**○委員長（帯田裕達）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）** 質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）** 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第39号 令和4年度薩摩川内市一般会計予算

**○委員長（帯田裕達）** 次に、審査を一時中止

しておりました議案第39号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

**○保険年金課長（山元 茂）** それでは、まず、歳出から御説明いたしますので、予算調書の143ページを御覧ください。

事項、国民年金事務費につきましては、対前年度1,065万1,000円を減額いたしております。その主な要因は、職員給与等の人件費に係る減額分でございます。

次に、下の段になります。事項、国民健康保険対策費につきましては、昨年度と同様の予算計上となっております。

次に、144ページを御覧ください。

事項、後期高齢者医療対策費につきましては、対前年度4,352万2,000円を増額しております。その主な要因は、保険基盤安定繰出金の増でございます。

なお、令和4年10月より、後期高齢者医療被保険者の医療機関での窓口負担の割合が、現行の1割と3割に加え、2割負担が新設される予定となっており、そのことに伴いまして、被保険者への年1回の保険証発送を今年度に限りまして、2回送付する必要があるため、それらの経費も含めて増額をいたしております。

歳出については、以上でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

予算調書の41ページを御覧ください。

1行目の国庫負担金から雑入におきましては、全て前年度と同内容の予算計上となっているところでございます。

次に、債務負担行為について御説明いたしますので、予算書の15ページを御覧ください。

保険年金課分は、表の下から6段目の長寿健診受診券作成等業務委託で、健診事業者との日程調整により、早期に受診券を発送する必要があるため、100万円を限度として設定しているものでございます。

**○委員長（帯田裕達）** ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）** 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△議案第４５号 令和４年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計予算

○委員長（帶田裕達）次に、議案第４５号令和４年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）それでは、御説明をいたしますけれども、最初に、歳入の国民健康保険税の関係につきましては、税務課のほうから説明をさせていただきますので、あらかじめ御了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、予算内容について歳出のほうから、主なものについて御説明をさせていただきます。

予算調書の２９０ページを御覧ください。

事項、一般管理費から２９１ページ下段、事項、運営協議会費につきましては、昨年度と同内容の予算計上となっているところでございます。

次に、２９２ページを御覧ください。

事項、一般被保険者療養給付費から、２９６ページ上段、事項、退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては、一般被保険者と退職被保険者別の疾病等に係ります療養給付費等の現物給付、また一部負担金が高額となった場合、一定額を超える部分が支給されます、高額療養費等の現金給付に係ります保険給付費分でございますけれども、療養給付費等分を対前年度３,３２５万５,０００円、高額療養費等を対前年度３,２６８万８,０００円、それぞれ前年度実績等を分析・勘案した結果、減額しております。

次に、２９６ページ下段、事項、葬祭費から２９８ページ下段、事項、出産育児一時金支払手数料につきましては、前年度と同内容の予算計上となっております。

続きまして、２９９ページ上段、事項、一般被保険者医療給付費から３０１ページ上段、事項、介護納付金分につきましては、県に納めます国民健康保険事業費の納付金でございます。対前年度３,４７０万７,０００円を減額いたしております。

主な理由といたしまして、団塊の世代が後期高齢者医療に移行いたしますため、一人当たりの医療費が高い年齢層の減少に伴います保険給付費の減に伴いまして、市町村への負担分が減額されたものでございます。

次に、３０２ページを御覧ください。

事項、特定健康保健指導事業費から、３０３ページ下段の、事項、早期介入保健指導事業費は、市民の健康増進及び医療費抑制を目的といたしました各種保健事業に係る経費でございますけれども、それぞれ前年度と同内容の予算計上となっております。

続きまして、３０４ページを御覧ください。

下段の事項、一般被保険者保険税還付金から３０５ページ上段、事項、退職被保険者等保険税還付金につきましても、それぞれ前年度と同内容の予算計上を行っているところでございます。

続きまして、３０５ページ下段、事項、直営診療所勘定繰出金は、甑島地域の国保直営診療所の運営に係ります赤字補填分としまして交付をされました調整交付金を、施設勘定特別会計へ繰り出すものでございます。対前年度２１１万６,０００円増額しておりまして、診療所施設整備費の増額が主な理由でございます。

次に、３０６ページを御覧ください。

上段、事項、一般会計繰出金及び下段、事項、予備費は、前年度と同内容の予算計上となっております。

以上が、歳出になります。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、前にお戻りいただきまして、予算調書の２８７ページをお開きください。

さきに申し上げましたとおり、まず、税務課から国保税等の説明の後、引き続き保険年金課分を説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○税務課長（佐多誠一）予算調書の２８７ページでございます。

１款１項国民健康保険税１目一般被保険者国民健康保険税は、７５歳未満の加入者全員が対象となります医療給付分及び後期高齢者支援分と４０歳から６５歳未満の加入者が対象となる介護納付金分、それぞれ現年課税分と滞納繰越分を合わせて、前年度を踏まえまして９１３万円減の１４億８,３７９万４,０００円を計上しております。

２目退職被保険者等国民健康保険税は、退職被保険者等に係る医療給付分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の現年課税分と滞納繰越分を合

わせて、前年度より５０万９、０００円減の１３５万６、０００円を計上しております。退職被保険者等国民健康保険税は、平成２６年度までの間に退職された方が６５歳に達するまでの間は経過措置として存続されてきた制度でございますが、令和元年度までに加入者全員が６５歳に到達したこと等により、当初予算編成時点で既に対象者がいなくなっておりますが、今後、資格要件等の過誤調整、転入等により該当者が生じる可能性もございますことから、医療、介護、後期高齢の各現年度課税分におきまして１、０００円ずつを計上しております。

２款１項２目の督促手数料は、前年度より１０万円減の９０万円で計上しております。

**○保険年金課長（山元 茂）**引き続きまして、保険年金課に係ります歳入について御説明いたします。

同じく予算調書の２８７ページ下から５行目、県補助金のうち、節保険給付費等交付金普通交付金につきましては、県から交付をされます、本市の療養給付費見込み部分をそれぞれ計上いたしているところでございます。

次に、２８８ページを御覧ください。

上から６行目の節特別交付金は、説明欄に記載しておりますとおりで、保険者の健診受診率や収納率に応じて配分されます保険者努力支援分と、精神・結核療養費等の特殊要因に対して交付されます特別調整交付金分と、特定健診に付随します経費に対する補助に当たる県繰入金（２号分）と、２８９ページ１行目、特定健診に係ります補助分の特定健診等負担金分を、それぞれ前年度と同内容で計上しているところでございます。

次に、２８９ページ４行目、他会計繰入金は、一般会計からの法定内の繰入金分でございます。

節保険基盤安定繰入金が、対前年度３３５万５、０００円の減額、節財政安定化支援事業繰入金と出産育児一時金に係る繰入金は、それぞれ前年度と同額を計上しているところでございます。

なお、未就学児均等割保険税繰入金は、先ほどの税条例の一部改正に関連いたしまして、令和４年度から国民健康保険税未就学児の均等割分の軽減措置に係る歳入分を新規で計上したものでございます。

次に、８行目、基金繰入金は、国民健康保険基

金からの繰入金でございます。対前年度４、６７９万７、０００円を減額しておりますが、主な要因は、歳出の県への事業費納付金が減額となったものでございます。

次に、９行目、繰越金、１０行目、延滞金、加算金及び過料並びに、下から６行目、雑入は、対前年度と同内容の計上をしたところでございます。

続きまして、債務負担行為について説明いたしますので、予算書の２９９ページを御覧ください。

債務負担行為につきましては、国民健康保険税納税通知書作成等業務委託は、納税通知書の発送までの日程調整により、早期に作成する必要があるため、２５３万７、０００円を限度として設定し、国民健康保険特定健康診査受診券作成等業務委託は、健診期間を確保し、対象者へ早期に受診券を発送する必要があるため、８４万７、０００円を限度として設定しているものでございます。

**○委員長（帯田裕達）**ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）**質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）**討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）**御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第４８号 令和４年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計予算

**○委員長（帯田裕達）**次に、議案第４８号令和４年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

**○保険年金課長（山元 茂）**それでは、まず、歳出から御説明いたしますので、予算調書の３５７ページを御覧ください。

上段の事項、一般管理費は、後期高齢者医療保険料の徴収事務に係る経費を計上しており、前年度と同内容の予算を計上しております。

下段の、事項、後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者から徴収しました保険料や保険基盤安定負担金を広域連合へ納付する経費を計上しておりまして、対前年度1億375万1,000円を増額しておりますけれども、こちらのほうは、鹿児島県後期高齢者医療広域連合からの指示額によるものでございます。

次に、358ページを御覧ください。

事項、一体的実施推進事業費は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る事業費分でございます。対前年度242万円増額しておりますが、主な要因は人件費等の増でございます。

歳出については、以上でございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、356ページを御覧ください。

1行目、後期高齢者医療保険料から4行目、手数料までは、前年度と同内容の予算計上となっております。次に、5行目、一般会計繰入金は、一体的実施推進事業に従事する職員の人件費分の繰入分と、低所得者に係る保険料軽減に対する公費補填分であります6行目の保険基盤安定繰入金でございます。前年度と同内容の予算計上をしたところでございます。

続きまして、7行目、繰越金から9行目、償還金及び還付加算金も、昨年と同様の予算計上となっております。

最後に、10行目、雑入につきましては、先ほど歳出の説明の際に申し上げました、事項、一体的実施推進事業費に係ります、鹿児島県後期高齢者医療広域連合からの補助分でございます。説明欄の後期高齢者医療制度特別対策補助金といたしまして、インセンティブ分と一体的実施分それぞれを計上いたしましたところでございます。

**○委員長（帯田裕達）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）** 先ほどの国保のところの説明の中で、後期高齢者に移る人がいて医療費が減っているという話で、逆に言うと後期高齢者のほうの会計のほうは増えていくというか、きつくなってくるということで、まず一つ聞きたいのは、

現在、一人当たりの平均保険料が今どうなっているかということと、それから、短期証を交付されていると思うんですけども、1か月の短期保険証と2か月の短期保険証に分かれていると思うんですが、現状はどうなっているか、教えてください。

**○保険年金課長（山元 茂）** 2点御質問だと思いますが、1点目、ただいま現在の後期高齢者医療制度におきます保険料でよろしいですね。こちらがことしの3月6日に2年に一回の保険料改正がございまして、均等割額におきまして5万5,100円が来年4月1日以降、5万6,900円になります。また、所得割率が10.38%であったものが、10.88%というふうになっております。

また、保険料賦課限度額が64万円から66万円に引上げとなっております。一応、これに基づいてそれぞれの個人ごとの保険料が算出されますので、算出根拠になります基礎数値は今の数値となります。

また、2点目の御質問ですけれども、短期証の発行数でよろしいですか。はい。

短期証につきましては、1月末現在におきまして、短期証は23名の方に交付をいたしております。その内訳といたしまして、1か月の短期証が9人、2か月の短期証が14名、計23名に短期証を発行しているところでございます。

**○委員長（帯田裕達）** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（帯田裕達）** 質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「討論あり」と呼ぶ者あり]

**○委員長（帯田裕達）** ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

**○委員（井上勝博）** 今この中であったように、後期高齢者医療は、高齢化が進めば進むほど負担が増えるという仕組みになっています。そして、以前の制度の下では、短期保険証の発行はなかったんですが、現状、短期保険証が発行されて、高齢者を苦しめているというふうになっています。もともと後期高齢者医療制度は、国民は廃止を求

めていたわけでありまして、そういう点からも特別会計予算に反対いたします。

○委員長（帯田裕達）次に、本案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）次に、本案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）これで討論を終わります。

採決します。採決は起立により行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（帯田裕達）起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）本当は国保もきちんと討論すべきだったんですが、あまりにも早いスピードで追いつけていなかったんです。それで、ちょっと改めてお聞きしたいんですけど、国保税については、後期高齢者のほうにどんどん移っていて、医療費も減っている下で、基金が今現状どうなっているかということと、それから、後期高齢者と同じように、資格証と短期証がどの程度交付されているかを教えてください。

○保険年金課長（山元 茂）国民健康保険基金につきましては、現在、年度末におきまして3億5,000万円となっております。ただし、もともと6億円あったものが今現在3億5,000万円に減ってきているということでございます。

また、2点目になります。国民健康保険におきます短期証について御報告いたします。

現在、短期証につきましては、合計で727名に対して短期証を発行いたしております。

○委員（井上勝博）資格証はないというふう

に理解していいんですか。

○保険年金課長（山元 茂）資格証につきましては、63世帯に発行いたしております。

○委員（井上勝博）子どもの資格証については、前からちゃんと返すというか、子どもについては資格証は発行しないというふうになっていたと思うんです。それはきちんと今でもされているんですか。

○保険年金課長（山元 茂）子どもたちですか。

○委員（井上勝博）はい。

○保険年金課長（山元 茂）資格証自体は国保の場合は世帯で送りますので、子どもに出すということはありません。

○委員（井上勝博）分かりました。あと4方式から3方式に切替えなきゃいけない時期が迫ってきていると思うんですが、考え方として、あちこちでかなりの増税になったとかという話を聞くんですが、薩摩川内市の考え方というのは、方針というのはどうなっているか。たしか令和5年度ですから、来年あたりになるんでしょうか。それについて説明いただけますか。

○保険年金課長（山元 茂）ただいま委員から御指摘があったように、3方式への変更については、令和5年度分からになりますので、令和4年中にはその内容について議会のほうに上程する必要がありますと思っております。

○委員（井上勝博）あちこちで出水市でも増税になったとか、結構負担が重くなったという声を聞くんですが、薩摩川内市の考え方ですね、どうするのか、基金が3億5,000万円あるわけですが、また、以前は一般会計からの法定外繰入れもされていたわけですが、負担がないような方式でできないものかということを考えているんですが、どうなんでしょうか。

○保険年金課長（山元 茂）もちろん国保被保険者の方々に対します御負担というものは、できる限りしないことが大前提でございますけれども、できる限りは公費等で賄っていきたいと思っておりますけれども、国保税の引上げ等10年行っておりません。

その中で、賦課方式が4方式から3方式に切り替わるということになりますと、いわゆる資産割がなくなるわけです。そういうことで、本来、公

費と被保険者の負担で賄うべきこの国保の財政というものに対しまして、どうしても賦課がかかってきている状況は否めません。

その中で基金からも投入し、今まで法定外で繰り入れたり、様々な方法で国保運営を適正にやっ  
ていこうとしましたけれども、やはり本来の姿で  
いきますと、公費で賄えない部分については、被  
保険者に求めていかざるを得ない分がありまして、  
これはもう必然的に国保の適正な財政をしてい  
こうと思えば必要になってまいりますので、そう  
いう中で御負担を求める場合は――井上委員のほう  
からは、できる限り負担をかけるなということ  
ではございますけれども、被保険者で負担するべき  
部分というものについては、最低限のお願いはし  
ていかなくはならないのかなというふうには考  
えております。

**○委員（井上勝博）** 資産割がなくなることによ  
って、山とかそういうものを持っている方々につ  
いては、下がる可能性も出てくるということもあ  
るのかなと思うんですけれども、ただ、一方で、  
その分を所得割とか均等割とか平等割とかとい  
うことで上げていくと、全体として上がって苦し  
くなってくるということになるわけですから、やっ  
ぱり今法定外を引き上げてしまった。本来の姿で  
はないというけれども、しかし、国保に入ってく  
る人たちというのは、全市民なんですよ、結局年  
を取れば。後期高齢者が75歳以上ですけど、年  
金暮らしになってくると国保に入ってくるわけ  
です。私はその一部の市民を優遇するとい  
うことにはならないと思いますので、そういう意味  
からもこれ以上の負担、引上げとか、そういう  
ことはないように要望、意見で止めておきたい  
と思います。

**○委員長（帯田裕達）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）** 質疑は尽きたと認めま  
す。

以上で、保険年金課の審査を終わります。

---

△高齢・介護福祉課の審査

**○委員長（帯田裕達）** 次は、高齢・介護福祉  
課の審査に入ります。

---

△議案第22号 薩摩川内市高齢者はり、

きゅう、マッサージ等施術料の助成に関す  
る条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて

**○委員長（帯田裕達）** まず、議案第22号薩  
摩川内市高齢者はり、きゅう、マッサージ等施術  
料の助成に関する条例の一部を改正する条例の制  
定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

**○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）** 市民福  
祉部議会資料の4ページをお開きください。

1、議案の趣旨にあるように、はり、きゅう、  
マッサージを受けた際の助成回数の規定を改めよ  
うとするものでございます。

改正内容につきましては、条例上、40回と規  
定されている助成回数を規則に委任するものであ  
ります。

なお、3にありますとおり、令和4年度の助成  
回数は45回で当初予算編成をさせていただいて  
おります。これにつきましては、鍼灸師会からの  
御要望に応じた対応でありますけれども、鍼灸師  
会からの御要望は年50回でございました。

また、規則に委任とした理由でござい  
ますけれども、先ほど御説明したとおり、令和4年度当初  
予算案において、助成回数を45回としておりま  
したが、45回を全て使い切ることも想定はされ  
ます。その場合、必要に応じて助成回数の増につ  
きまして、検討すべき事象が発生すること  
も考えられます。

今回、助成回数を条例から規則に委任し  
ようとするのは、万が一先ほど申し上げた事象が  
発生した場合につきまして、柔軟な対応等を可能と  
するための措置でござい  
ます。

なお、その場合には委員会に御報告は  
させていただきと考えております。

**○委員長（帯田裕達）** ただいま説明があ  
りましたが、これより質疑に入ります。御質疑願  
います。

**○委員（井上勝博）** 前は平成17年だ  
ったと思うんですけれども、かなり減らしたとい  
うふうに思うんですが、そのとき50回だった  
かどうか、ちょっと確認したいんですけ  
ど。

**○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）** 助成  
回数の推移について改めて御説明申し上げます。

薩摩川内市合併時は、平成16年10月12日

は30回でございました。翌年の平成17年4月1日に40回ということになりまして、その後、平成20年4月からは年60回になりましたが、平成25年にまた40回に回数を下げた経緯がございます。

**○委員（井上勝博）** やっぱり65歳になるとマッサージ券をもらえるということで、マッサージというのは、受けたときというのは本当に生き返るような思いというか、年が若くなるような思いというか、そういうのがあるわけですね。だから、非常に効果としては、高齢者を励ますという点では非常に重要なものだと思うんですが、これを規則に委任するということになると、委員会に報告はあるけれども、委員会の決議は関係ないということになるわけで、その辺が柔軟にということがちょっと、どの程度の柔軟性を考えていらっしゃるのかがよく分からなかったんですけど、先ほど、要するに予算の枠をはみ出すかもしれないという、そういうことなんですか、ちょっとその辺の説明、もう1回お願いします。

**○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）** 規則に委任するというのは、先ほど申し上げましたとおり、現在、令和4年度については45回ということで、当初予算を編成させていただいております。

今まで年40回でしたので、年40回は最低限、当然それはちゃんと当初予算要求するつもりではございます。ただ、先ほど申し上げたとおり、鍼灸師会のほうからも50回とか、あと10回増やしてくれということもあったんですけども、うちのほうが実際40回以上使っていらっしゃる方、40回で終わった方が全体の約6%にすぎないんですね。なので、今回45回ということで一旦増やさせていただきまして、その後の使用の頻度を改めて令和4年度で再確認させていただいて、また45回で足りなくなった場合は、当然当初予算が絡みますので、財政当局と交渉しないといけないんですけども、その交渉したときに当初予算案で委員会に報告して、今度はこれだけ上げますというふうに柔軟な対応をどうしても取りたいということで、条例から規則のほうにどうしても委任をさせていただきたいということの提案でございます。

**○市民福祉部長（小柳津賢一）** ちょっと補足をします。

おっしゃられているのは、減らすほうで柔軟に対応するというのを御心配されていると思うんですけど、あくまでも、例えば年度途中で回数を増やさなきゃいけない、増やすほうの柔軟性を担保させていただけないかというところの規則改正でございます。

回数は、今課長が御説明したとおり、年何十回ってベースは必ず当初予算で組みます。回数を減らす、万が一、今まで60回から40回に減らしたりしたこともあったので、減らすことをゼロだというふうには申しませんけれども、ただ減らすときはあくまでも当初予算ベースで、当初予算で御審議いただく中で、例えば45回を40回にする、40回を30回にするとかというのはあるかもしれませんが、あくまでもそれを御了解いただいた上で当初予算を、例えば、今回、御承認いただければ45回ですけど、45回というのをベースにして、それを年度途中で柔軟に減らすということは決していまして、そういうことは全く考えておりませんで、その45回を例えば47回、48回という方がどうしても年度途中に出てきた場合にどういう対応を取るのか、そこをちょっとある程度柔軟性を持って検討する余地を頂ければということで、条例改正の今回お願いをしたところでございます。

すみません、ちょっと補足になっていないかもしれない。

**○委員（福田俊一郎）** 今の答弁をお聞きしたところでしたけれども、大変柔軟に規則で設定して運営するということで、部長、課長のお話を聞いて合点がいくんですけども、ちょっとその根拠として利用率を見ながらというようなお話でした。

これまでも、平成16年の合併時の30回にしたなら、最高60回というようなこともあったというお話でしたが、確かに上がったたり下がったりのそういう状況なんですけど、以前60回に上がった際の利用率を根拠に上げられたのか。

今、課長は利用率というお話もあったんですけども、今回も利用度をどれぐらいあるのかを見極めた上で、上げていく、そういう余地もあるのかどうか、そこをちょっとお示しいただければと思います。

**○市民福祉部長（小柳津賢一）** 私も正確にち

よっと把握している部分があるわけではないんですけど、40回から60回に増えたのは、利用率というよりか、どちらからという鍼灸師会のほうから強い御要望だったんじゃないかなと、たしか記憶をしております。

ただ、その後減ってきているのは、主に財政状況です。そのときの財政事情で減ってきているというのが大きな要因ではありますけれども、ただ今回も先ほど課長が御説明いたしましたとおり、鍼灸師会から御要望いただいたのが50回でした。ただそれは利用率が低いこと等もあって、さっき6%という御説明をしましたが、45回ということで今回は財政と折り合いがついて、予算案として御提案しているところです。

その利用率を見て、当然その利用率がこれで回数が増えたことによって上がって来るのであれば、当然、当初予算での増額も含めて検討させていただければという、そういう考え方でございます。

**○委員（福田俊一郎）** 鍼灸師会でやはり利用回数を広めていくという努力も必要なんだろうけれど、いいことですので、当局のほうでも何かしらの広報等を使って、宣伝のほうを促進していただければと思います。意見であります。

**○委員（阿久根憲造）** 福田委員とほぼ完全に重なるんですけど、一般質問のほうで質問させていただいたフレイルとか筋肉量の低下——サルコペニアなんかはやっぱりはりとかきゅうとかマッサージで正しい血流とか神経刺激によって、改善するというようなことも言われてはいますので、恐らく利用率が40回使った方が6%ということは、持っているけどどげんして使ったらいいのかというところが高齢者の方にあたりとか、あるいは近場にそういう施設がないとか、あるいはどこに行ってもいいかわからないとかいうようなところがあるのかもしれないです。

医療のほうでやはり同じくリハビリとかマッサージといったものがあるんですけど、計画に基づいて実施するような規則が厳しく決まってきて、そんなに昔ほど何回もできないといったような状況にはなっていますので、そこを補完するような形で運用されていってもいいのかなというふうには思っているんですが、60回とか聞きましたけど、週1回は確かにどうなのかなというところはあるのはあるんですけど、ぜひ利用率が高まって、

結果として、お年寄りが元気になっていくのは非常にいいことかなと思いますので、ぜひ続けていただければと思います。

**○委員（井上勝博）** 具体的な問題なんですけど、今までは20枚・20枚というふうになっていたんですが、今度は45枚となるとその1回あたりはどれだけになるんですか

**○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）** 今、委員おっしゃったとおり、1回目20枚、使い切った方が再度20枚ということで交付に来ていただきますけれども、プラス5回ということになりますと、やはりその真に必要な方という形のところを取りたいと思いますので、40回使い切った方に関しましては、鍼灸師さんのほうからまた連絡いただいて、この方はどうしても治療が必要だということで御連絡を頂ければ、その方に追加で5枚出すという形を取りたいと思います。ただ追加あと5枚出すということで考えております。

当然、色も1冊目、2冊目は同じ色でするんですけども、3冊目以降の5枚についてはちょっと色を変えて、ちゃんと分かりやすいようにさせていただきたいなと思っております。

**○委員（犬井美香）** すみません、ちょっとこれは関連なんですけど、800円の券になっているんですよね。この800円の根拠というのは何でしょう。

**○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）** 800円の根拠でございますけれども、これも合併協議の中で決まったことといたしますか、実際ちょっと御紹介いたしますけれども、旧川内市では700円でした。あと樋脇、入来、東郷のほうは600円で行っていました。祁答院町のほうが500円ということで、やはり阿久根委員からもあったように体にすごくいいこと、血流がよくなれば代謝もよくなって筋肉量も増えるということで、多分合併協議会のときに、では800円にしましょうということでまとまったふうに聞いております。

**○委員（犬井美香）** 利用者のほうからというか事業所も含めてなんですけど、保険適用事業所は100円単位のほうが使ってもらいやすいというようなお話もあるみたいなんですけど、そちらはどのような感じですか。

**○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）** すみま

せん、このはり・きゅうは自費部分のはり・きゅう助成でありますので、保険適用には使えないです。あくまでも自費の治療をするときに、その分の８００円を補助するという形ですので、いわばこれは医療と併用は全く想定していないところで

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第３９号 令和４年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（帯田裕達）次に、審査を一時中止しておりました議案第３９号を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）それでは、歳出から御説明させていただきますので、予算調書の１５３ページをお開きください。

１５３ページの、事項、老人福祉管理運営費から、１５７ページの、事項、労働者福祉対策費まで、おおむね前年度と同内容の予算計上となっておりますけれども、廃目となったもの、または前年度と比較して増減が大きなものについて御説明を申し上げます。

まず、廃目となったものでございます。一般会計の予算中というのは記載がないんですけれども、令和３年度まで一般会計において計上しておりました介護認定審査費につきましては、後ほど御説明を申し上げます介護保険事業特別会計において計上したため、廃目となっております。

介護認定審査費を介護保険事業特別会計に計上した理由といたしましては、本市において介護保

険制度が始まりました当初より、介護保険事業特別会計の歳出において、総務費を設定しておりませんでしたが、令和４年度当初予算からは、国の示した介護保険事業特別会計の款・項・目・節区分に準じ計上したものであります。

なお、介護認定審査費は、国の示した介護保険事業特別会計の１款総務費として、後ほど御説明をさせていただきます。

次に、増減が大きなものといたしまして、１５５ページの下段、事項、介護保険対策費につきましては、昨年まで計上しておりました委託料、協力金、補助金が介護保険事業特別会計に移行したことと、また先ほど御説明しました介護認定審査費につきましても、介護保険事業特別会計に移行したことに伴い、繰出金が対前年度、１億１,９３７万４,０００円増となっております。

次に、１５６ページを御覧ください。

下段の事項、特別養護老人ホーム管理費につきましては、特別養護老人ホーム甕島敬老園のボイラーについてですけれども、製造が平成１６年で１８年経過することに伴い、改修工事を行うものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、予算調書の４５ページをお開きください。

１４款２項１目民生費負担金から２款５項４目雑入までは、前年度と同内容の予算計上となっておりますが、新たなものとしまして、下から７行目の１８款１項１目、節、土地建物貸付収入は、入来高齢者福祉センター跡地につきまして、電気事業者から、高圧線設置工事に係る資材置場として、借用の申請があり、貸しつけるものであります。

なお、貸付期間は、令和３年９月１日から、令和４年９月３０日までの予定となっております。

なお、この貸付収入につきましては、昨年度の１２月議会でも補正をお願いしている分でございます。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質問願います。

○委員（井上勝博）介護保険制度の中で、ふれあい・いきいきサロンへの補助金というのは入っていますよね。どうなっているんですしたっけ。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）サロン

の補助金は特別会計のほうになりますので、よろしいでしょうか。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第47号 令和4年度薩摩川内市介護保険事業特別会計予算

○委員長（帯田裕達）次に、議案第47号令和4年度薩摩川内市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）それでは、歳出から御説明させていただきますので、予算調書の332ページをお開きください。

332ページにつきましては、障害・社会福祉課所管ではございますが、介護保険事業特別会計予算でございますので、当課より御説明いたします。

上段の、事項、権利擁護事業費及び下段の、事項、任意事業費は、それぞれ権利擁護事業に係る経費と成年後見制度に係る経費を計上しております。

次に、333ページを御覧ください。

上段、事項、総務管理費から334ページの下段、事項、計画策定委員会費までは、前年度まで一般会計に計上しておりましたが、本年度より特別会計での計上として、款についても1款とするものでございます。

昨年度比較し、増減の大きなものは、同じく334ページの下段の、事項、計画策定委員会費において、令和5年度に策定いたします第9期介護保険事業計画策定の前年度におきまして、高齢者等実態調査・日常生活圏域ニーズ調査を行う必要があることから委託料を新規に計上しております。

次に、335ページを御覧ください。

上段の、事項、居宅介護サービス給付費から、338ページ下段の、事項、特例居宅介護サービス計画給付費につきましては、各種居宅サービス給付費を計上しており、前年度と比較して2億8,719万8,000円ほど増加しております。

次に、339ページを御覧ください。

上段の、事項、施設介護サービス給付費及び下段、事項、特例施設介護サービス給付費は、施設介護サービスに係る経費であり、前年度と比較して224万3,000円増加しております。

次に、340ページを御覧ください。

上段の事項、介護予防サービス給付費から、343ページの下段、事項、特例介護予防サービス計画給付費は、介護予防サービスに係る経費であり、前年度と比較して、238万8,000円増加しております。

その他の歳出は、前年度と同内容の予算計上となっております。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、予算調書の331ページを御覧ください。

上から6行目の9款1項1目、節、その他一般会計繰入金につきましては、歳出で御説明しましたとおり、国の示した介護保険特別会計の款・項・目・節区分に準じ、歳出を計上させていただいたため、歳出の1款総務費に係る費用を一般会計から繰り入れるため、新たに計上したものでございます。

その他の歳入は、歳出予算に対応した前年度と同内容の予算計上となっております。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）予算が数字で言われるので中身的にはどうなっているかを知りたいんですけども、以前はふれあい・いきいきサロンへの助成金があったんですが、それがカットされて、その時点ではサロンは市内に300あって活動しておったんですが、現状はどうなっているか教えてくださいませんか。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）サロンの数は、307でございます。

○委員（井上勝博）助成金がなくなって結構不満の声というのが上がっていたんですが、活動内容としては、どういうふうはこの助成金がなくなっているいろいろな工夫されていると思うんですけども、例えばサロンの利用者に対する負担を増やしたりとかというふうにしているんじゃないかと思うんですが、その辺については把握はできておりますか。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）まず、

サロンの助成につきましては、当然今おっしゃったように市というか社会福祉協議会からの補助はなくなっているんですけれども、社会福祉協議会自体としては、共同募金を原資に年5,000円程度は支給をさせていただいている状況です。

あとその会員から幾らか会費を取っているサロンも聞き及んでおります。ワンコインでお茶とかお茶菓子とかいうことは聞き及んでおりますけれども、全体的に同じようなことをしているか、ちょっとこちらでは把握はいたしておりません。

**○委員（井上勝博）** すみません、サロンに参加されている方の人数も分かっているんですか。

**○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）** 令和3年度の1月末現在の実績を御報告させていただきます。

延べ実施回数が3,655回、参加の延べ人数ですけれども、4万2,433人ということでございます。

**○委員（井上勝博）** 私も前調べたことがあったんですが、2016年が7万4,000人いたんです。だから、それからするとやっぱり減ってしまったということは、コロナの影響もあるかもしれませんが、ただそういう少し負担も増えたということもあるんじゃないかと思うんですが、もうこれはコロナだろうということでしょうか。

**○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）** コロナの影響をもう否定することはできません。なかなかサロンをされるときもうちに相談がある。やっていいですかとかいう話も来るんですけれども、なかなか感染防止対策をしてということも言いにくいのでサロンの休止とかは多々聞いている状況です。

**○委員（井上勝博）** この介護保険については、相談というのは介護保険料なんです。介護サービスを十分に使っている方々はありがたいなこう思っている方もいらっしゃるのが現実だと思います。しかし、一方でほとんどもう介護サービスは利用したことがないという方々からは、本当に高いというふうに言われるわけです。だから、この介護保険料をどうにかして減らす方向にできないものかと思うんですが、減らす方向にはないという感じなんですけれども、これはもう全国的にどんどん高くなっていつている。当初の頃からすると倍額になっているというのが本会議でも答弁が

あったわけですが、これ以上増えていくということもあるのかなと思うんですが、その辺についてはどうお考えなんでしょうか。

**○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）** 今後の介護保険料の見込みといたしますか、それにつきましてはあくまでも給付費の伸び、あと被保険者数に応じて推計しないといけませんので、なかなかこの場でまだまだたくさん上がりますとか少なくとも上がりますとか下がりますとかいうのはなかなか回答はできないんですけれども、おおむねやはり微増ではあるけど介護保険料は若干上げざるを得ないのかなというのは当然考えております。ただ、一定期間過ぎるとまた高齢者数がまた減る可能性もあるんですけれども、逆に高齢者数が減ったときには施設数が変わらないので費用負担される人数が少なくなると高齢者が減ってもやはり介護保険料は上げざるを得ないのかなという危惧はしておりますけれども、現段階で推計がなかなかできないので、この場で介護保険料が今後上がるのか下がるのかの回答についてはちょっと差し控えさせていただきます。

**○委員（犬井美香）** 予算全体ということではないですけど、今、井上委員が言われた介護保険料というところに関連づけると阿久根委員が議会でも質問されたフレイル予防というところの観点は今後本当に必要になってくるのかなというふうに思います。

今、そのフレイル予防の中でも社会参加とかというのもすごく大事なことはあるんですけど、言われたように体の機能を維持していくということもすごく大事だと思いますので、サロンであったりとか、私の知る限りではミニ・デイサービスであったりとか、わっはっは教室というのもこれまでできていたということは承知しているところなんですけど、わっはっは教室に関して教室に対しての予算が少し減ったというか削られたというお話も聞いたんですけれども、その方向性というのを少し聞かせてください。

**○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）** わっはっは教室に特化した形なんですけれども、当然、先ほどの議会でも部長のほうからわっはっは教室に参加していただいているということで答弁はさせていただきます。

ただ、わっはっは教室につきましては、その指

導をされる方がすごく高齢化しておりまして、もうちょっとやっていけないという声も多々聞いております。ですけれども、我々としてもそのわっはっは教室はどうしても続けてほしい、何とかやっていただけないかということなんですけれども、もうとてもじゃないけどやれないという声を多々聞いておりまして、となると、うちも令和2年、3年というふうに実態調査をさせていただいております。そのときにメンバーの方がサロンと一緒に、あるいはうちがどうしても運動機能とかさせていだきたいんですけれども、わっはっは教室は月1回とかちょっと回数が少ない、サロンと同化してしまっているということで、一応わっはっは教室を指導される方についても高齢化しているので、なかなかうまく発展的にやられないかということを検討させていただいて、サロンに統合したり自主教室をされたりというふうに今お話をさせていただいて、身近な場所で皆さんで体力づくりをさせていただくという事は考えています。

ただ、わっはっは教室自体をなくすということは考えておりません。甞地区につきましては、どうしてもミニ・デイサービスとかそういう環境が整っていないので、その地域につきましては、当然わっはっは教室を今後も続けさせていただきたいと思っていますけれども、なるべく高齢者の方が身近な場所で集いやすい場所を今後新たに制度設計して、わっはっは教室をよりよく皆さんが使いやすい方向性として、今、考えているところでございます。

○委員（犬井美香）丁寧に回答いただいてありがとうございます。

課長が言われたように、私もサロンも行ったことがありますし、わっはっは教室にも行ったことがあるんですけど、やはりリーダーさんによってその教室の色が大分違うなというのは感じていました。ですので、令和2年、3年と実態調査をされた結果、やはりそのすみ分けをきちんとされたということですので、今後そのあたりの検証というのをきちんとしていただけるとすごくいいのかなと。今後、そのフレイル予防という観点では予算をかけるのであれば、やはり検証してどれだけの費用対効果、そういうのが上がるのかというのはちょっと目に見えない部分というのものもあるかもしれないんですけど、そこを検証していくとい

うのはすごく大事だと思うので、またしていただけるといいのかなと思います。これは要望、意見です。

○委員（井上勝博）利用料が当初は1割負担で利用できたのが2割負担の方も3割負担の方も出てきていると思うんですが、その割合というのはどういうふうになっていますか。

それと、特別養護老人ホームに入所する際に、前は要介護1以上の方は入所できたんですが、今は3以上でないともう入所できなくなったということから特別養護老人ホーム入所の待機者数というのはどういう現状になっているのか。この2点を教えていただけますか。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）まず、すみません、負担割合は今ちょっと手元に資料がないので、また後日ということでよろしいでしょうか。

○委員（井上勝博）はい。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）申し訳ございません。

入所待機者数ですけれども、現段階で特別養護老人ホームの待機者が、令和3年度調査によると要介護3以上で約500名の待機者がいるという数字が出ております、要介護3以上で。入所について、以前は要介護1以上だったけど今は要介護3以上ということなんですけれども、実際生活困窮とかあるいは虐待とかということがあったと特例入所ということで要介護2とか要介護1でも特例的に入れる制度は残ってはおります。御紹介です。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「討論あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）この介護保険事業ですが、先ほども言いましたように保険料負担が非常に重いと、当初からすると倍額になっていて、年金が減る一方なのに介護保険料が高くなるということで非常に高齢者にとってみれば不満の種になって

おります。

それに、今お聞きしたようにその特別養護老人ホームの待機者が500人ということで、保険料を払っていても施設に入れないという方々もたくさんいらっしゃるということでもあります。それから、サロンについては、確かにサロンの人数が減ったことについては、コロナの影響かもしれませんけれども、負担が増えてきたということも影響しているのではないかというふうに思います。

抜本的な介護保険料の引下げと介護サービスの充実を求める立場から特別会計予算に反対いたします。

**○委員長（帯田裕達）** 次に、本案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）** 次に、反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）** これで討論を終わります。

採決します。採決は起立により行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○委員長（帯田裕達）** 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

#### △所管事務調査

**○委員長（帯田裕達）** 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）** 介護保険料のことで負担が重くなっているんですが、一方でコロナ特例の減免で大変喜ばれているという面もあります。その辺がどういうふうになっているのか、何か資料はありませんか。

**○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）** 新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免についてでございますけれども、令和2年度は31世帯、42名で211万360円の減免をし

たところでございます。令和3年度につきましては3月9日現在になりますけれども、15世帯、19名、106万6,610円の減免をしているところでございます。

**○委員（井上勝博）** すみません、令和2年度は締切りが違うからなんですか。令和3年度が減っているのはなぜですか。

**○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）** これが対前年度になりますので、令和2年度につきましては、令和元年度と対比して収入がぐんと落ちた方なんですけれども、令和3年度につきましては2年度と対比してしまうので、もう令和2年度からコロナの影響が若干その方々に出てきていますので、減免したいんですけど減免割合に達しない方がどうしても出てきてしまうのと、当然、今おっしゃったように締切りがまだ年度途中なので数字が少ないということでございます。

**○委員（落口久光）** 要介護、要支援者の申請の件でちょっとお聞きしたいんですが、特に老老介護等になったときに、パートナーの方がいろいろ障害を持たれて、なかなかもう外出が難しいというパターンになったときに申請のときに本庁に来るのも難しいという方がいらっしゃると思うんですが、そういう方たちのためにこちらから訪問して手続を取っていただくとか、何かそういう事例、もしくは今後そういう動きがあるとかいう考えをお聞かせいただきたいと思います。

**○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）** 今おっしゃった件も多々あるんですけども、実際は在宅介護支援センターが各地区にございます。そちらのほうに御相談いただければ、そこのケアマネジャーや相談員のほうが御自宅に伺って代行申請というのがもうほとんどございますので、その場合はその各地区の在宅介護支援センターに御相談いただいて、もし分からなければ当然市役所のほうにお電話頂ければ、そちらのセンターを御紹介させていただいて、そこの職員が御訪問させていただいて申請代行とか当然今でもやっておりますので、その旨おっしゃっていただければありがたいです。

**○委員長（帯田裕達）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、高齢・介護福祉課の審査を終わります。  
[「委員長、よろしいでしょうか」と呼ぶ者あり]

○**高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）** すみません、先ほど井上委員の負担割合の件で今数字が出ましたので御報告させていただいてよろしいでしょうか。

○**委員長（帯田裕達）** はい。

○**高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）** すみません、介護認定を受けている方で利用している方が5,982名なんですけれども、うち2割負担をされている方が165名、2.8%でございます。

続きまして、3割負担の方、94名で割合は1.5%でございます。

すみません、報告が遅れました。申し訳ございませんでした。

---

#### △保護課の審査

○**委員長（帯田裕達）** 次は、保護課の審査に入ります。

---

#### △議案第39号 令和4年度薩摩川内市一般会計予算

○**委員長（帯田裕達）** まず、審査を一時中止しておりました議案第39号を議題といたします。  
補足説明を求めます。

○**保護課長（新川皇祐）** 初めに、歳出であります。予算調書の158ページをお開きください。

調書上段、行旅病人等取扱い事務費は、前年度と同内容の予算計上となっております。

調書下段、生活保護管理運営費については、666万4,000円の増額となっており、その主なものは職員2名の増員に伴い給与等を増額するものであります。

次に調書の159ページをお開きください。

調書上段、生活保護適正実施推進事業費から160ページ上段の被保護者健康管理支援事業費については、前年度と同内容の予算計上となっております。

次に同ページの下段、生活保護費は、2,000万円の減額となっておりますが、これは実績により減額するものであります。

続きまして、歳入について、説明申し上げます。

予算調書の46ページをお開きください。

国庫負担金民生費負担金、予算額11億7,060万4,000円は、1,474万1,000円の減額となっており、その主なものは、歳出予算において、生活保護費の実績により2,000万円を減額したものが要因であります。

次に、国庫補助金民生費補助金は前年度と同内容の予算計上となっております。

次に、県負担金民生費負担金については、実績により500万円の増額になっています。これは居住地や帰来場所がないもの、例えば、長期入院等により住宅を失った被保護者に関するものです。

次の、県委託金民生費委託金、行旅病人取扱事務委託金は前年度と同内容の予算計上となっております。

同じくその下、社会保障生計調査委託金19万3,000円は、生活保護世帯の中から家計簿をつけていただき支出状況等の調査を行う経費につきまして、県から受け入れるものでございます。

この事業につきましては、国が県に委託し、県から依頼された県内5市の福祉事務所が実施するものでございます。

○**委員長（帯田裕達）** ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（帯田裕達）** 質疑はないと認めます。  
ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○**委員長（帯田裕達）** 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（帯田裕達）** 質疑はないと認めます。  
以上で、保護課の審査を終わります。

---

#### △子育て支援課の審査

○**委員長（帯田裕達）** 次は、子育て支援課の審査に入ります。

---

#### △議案第39号 令和4年度薩摩川内市一

一般会計予算

○委員長（帯田裕達） まず、審査を一時中止しておりました、議案第39号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○子育て支援課長（遠矢一星） それでは、歳出から御説明いたしますので、予算調書の161ページを御覧ください。

まず、上段の事項、児童福祉管理運営費については、右側の主な内容に記載のうち保育士就職支援金が新たなもので、これは保育士確保策として令和3年度までは新たな保育士を確保し、前年度より保育士数が増加している施設に対して補助金を交付しておりましたが、今回見直しを行い、新卒やUIJターンなどにより市内の保育所等で新たに雇用された場合、勤務開始6か月経過後に、甌島地域は30万円、本土地域は20万円、保育士本人に支援金を給付するもので、詳細は生活福祉委員会資料の8ページに記載しておりますので、後ほど御確認ください。

下段の事項、児童福祉施設整備費は、樋脇町の善福寺こども園の老朽化に伴う建て替え工事に係るもので、令和4年度の単年度事業になります。

次に162ページの上段の事項、利用者支援事業費については、前年度と同内容の予算計上となっており、下段の事項、保育対策総合支援事業費についても前年度と同様、保育士の負担軽減等に係る各種補助金になります。

次に163ページの上段の事項、児童手当福祉費については、前年度と同内容の予算計上となっており、下段の事項、児童館費については、上から5段目の育成支援体制強化事業、直接的な児童支援ではなく事務や清掃等の運営支援に係る補助制度が当初予算としては新しいものですが、前年度は新たなメニューとして補正で予算措置を行っているものです。

次に、164ページの上段の事項、保育所運営費から165ページの下段の事項、子ども医療費助成費については前年度と同内容の予算計上となっております。

以上、歳出でございます。

引き続き、歳入の主なものについて御説明申し上げますので、予算調書の47ページを御覧ください。

16款2項2目国庫補助金・民生費補助金に記載の保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金は、善福寺こども園の建て替えに係る補助金になり、補助率はともに対象経費の2分の1になります。

そのほか、47、48ページに記載の歳入は、歳出に対応した国・県の各種負担金・補助金等が主なものになり、前年度と同内容の予算計上となっております。

○委員長（帯田裕達） ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎） 先ほど保育士支援金について説明をされましたけれども、申請した保育士本人に支援金は入るという説明でしたが、申請のほうはこの保育所なら保育所を通じてするのか、あるいは保育所の何らかの書類を整えて市に本人が申請するのか。その辺をちょっと詳しく説明していただきたいと思います。

○子育て支援課長（遠矢一星） 生活福祉委員会の資料の8ページをお開きいただきたいと思いますが、8ページの4の支給対象者（要件）とございます。（1）の要件1、全てに該当という①の欄で、4月1日以降契約された中で6か月を経過したものとなっているんですが、この6か月というのは、常勤の日数である1日6時間以上、月20日以上という勤務をクリアした月が6か月以上ということになりますので、その分の証明というのを施設のほうから頂いた形で、それを持つ形で個人が申請をしていただくという形になると想定しています。

○委員長（帯田裕達） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、議案第39号令和4年度薩摩川内市一般会計予算のうち、本委員会付託分について、質疑は全て終了いたしました。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「討論あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）所管の内容の中身では福祉関係の暮らしを支えるという点での様々なよい予算も含まれております。

ただし、どうしてもマイナンバーカードを持って来ると、先ほどの質疑では行革の所管であるというお話で事務的なことをやっているだけという答弁でありましたけれども、全然マイナンバーカードに紐づけされたということについて、一体どれだけの市民が紐づけたのかとか、そういうものが把握されないまま、ただ事務的にやっているだけと。こういうことが行政として何でこんなことが起こるのかということが私は不思議でなりません。紐づけされるということについて、市民にはポイントをあげるというふうになっておりますけれども、それで個人情報、結局、言葉が悪いかとも売り渡すということになるわけであって、個人情報漏えいの危険もある内容が含まれております。

それから、国保、介護についてはやっぱり一般会計から法定外の繰入れをするべきですと。特に国保については、かつて2億5,000万円、一般会計から出していた時期もあります。それがもうされなくなり、同時に4方式から3方式に切り替える際に負担増もあり得るという答弁でした。この際、一般会計からの繰入れをやって負担を減らす方向にすべきだということを申し上げまして、一般会計予算に反対いたします。

○委員長（帯田裕達）次に、本案に賛成の討論はありませんか。

○委員（落口久光）財政的に厳しい中で、一部改良点もあってよく編成されたものと評価いたしております。実際の適用におきましては、措置を必要とする市民の皆様にいち早く対応できるように適時対応頂くとともに、今後の課題として市民の皆様の声幅広く集めていただいて、更なる市民サービスの改善につなげていただくと希望しまして、賛成の意見といたします。

○委員長（帯田裕達）次に、反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）次に、賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）これで討論を終わります。

す。

採決します。採決は起立により行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（帯田裕達）起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○子育て支援課長（遠矢一星）それでは、口頭ではありますが、令和3年度に実施している子育て世帯への各臨時特別給付金について、現状報告をさせていただきます。

まず、令和3年5月に支給を開始した低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の一人親世帯分について、対象者は令和3年4月分の児童扶養手当受給者等で、支給額が児童一人当たり5万円の給付金ですが、令和4年3月10日支給分——本日支給分までを含め、これまで921世帯、対象児童1,446名分、支給額7,230万円の支給を終えております。

次に、令和3年7月から支給を開始した同給付金の市民税非課税世帯である、一人親世帯以外の世帯分ですが、対象者は令和3年4月分の児童手当、特別児童扶養手当の受給者及び高校生までの養育者等のうち市民税非課税世帯で、支給額は児童一人当たり5万円になり、令和4年3月18日支給予定分までを含め418世帯、対象児童895名分、支給額4,475万円の支給を予定しております。

なお、両給付金は本年2月28日までが申請期限でしたが、2月末までに出生した新生児まで対象となることから、新生児分に限っては3月15日まで申請を受け付けており、今後、若干の支給が発生すると考えております。

次に、令和3年12月から支給を開始した、対象児童一人当たり10万円を給付する子育て世帯への臨時特別給付金については、申請が不要な令和3年9月分の児童手当受給者等に対しては令和3年12月24日に先行給付金5万円を、令和

4年1月11日に追加給付として5万円を支給し、その後、申請が必要な高校生のみ養育者や公務員分については、一括給付金10万円として、随時、受付、支給処理を行ってきており、同給付金については、令和3年3月7日現在、支給済み若しくは受付完了までを含め8,127世帯、対象児童1万5,609名分、支給額15億6,090万円の支給を予定しております。

また、同給付金の対象とならない所得超過者等については、市単独事業として支給することとしておりますが、この市単独分としては令和4年3年15日支給予定分を含め250世帯、対象児童447名分、支給額4,470万円の支給を予定しております。

なお、この10万円給付についての申請期限は、原則3月31日までになりますが、3月末までに出生した新生児まで対象となることから、新生児分に限っては4月28日までを申請期限としております。

最後に、本年2月21日の議員全員協議会で説明しました、令和3年9月以降本年2月末までの間、離婚等により現在児童を養育しているものの給付金を受け取っていない方への支援給付金については、児童扶養手当の申請状況や離婚調停等による児童手当受給者変更届出等の情報を基に、2月28日、対象見込者25世帯、対象児童として51名になりますが、個別に申請案内通知を行っており、現在、随時、受付を行っているところで、申請期限は4月28日になります。

以上で、令和3年度に実施中の子育て世帯への各臨時特別給付金に係る現状報告とさせていただきますが、実績については、次回以降の市議会定例会、委員会において資料により報告をさせていただきます予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（帯田裕達）ただいま、当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。  
以上で、子育て支援課の審査を終わります。

---

△委員会報告書の取扱い

○委員長（帯田裕達）以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただきたいと思います。ついで、そのように取り扱うことで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。  
よって、そのように取り扱います。

---

△閉会中の委員派遣の取扱い

○委員長（帯田裕達）次に、閉会中の委員派遣について、お諮りします。

現在のところ、現地視察は予定しておりません。また、さきに中止した行政視察については、新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら、実施の可否を判断していきたいと思っておりますので、今後、必要となった場合は、視察の日程や調査項目の調整等及びその手続を委員長に一任いただきたいと思います。そのように取り扱うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。  
よって、そのように決定しました。

---

△閉 会

○委員長（帯田裕達）以上で、生活福祉委員会を閉会します。

薩摩川内市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会生活福祉委員会  
委員長 帯田 裕 達